

令和4年度

高知県

キャリアアップ研修の概要



高知県教育センター

高知県教育委員会事務局幼保支援課

## ◆◆◆◆◆ 受講に関する事項 ◆◆◆◆◆

### I 研修修了までの流れ

研修受講者決定(各市町村・所属にて)

受講者名簿申込

申込の際には、必ず「**令和4年度**高知県キャリアアップ研修受講者  
申込名簿」にてお申込みください。  
(システムの都合上、昨年度の申込名簿は、お使いいただけません  
ので、必ず**今年度の申込み名簿**にご記入ください。)  
**受講者決定の通知はしません。**

**重要** **氏名の変更**がある方は、必ず**保育士証書換え**  
の手続きをお願いします。

**登録事務処理センター**で手続きを行ってください。  
電話:03-3262-1080  
ホームページ:<https://www.nippo.or.jp/hoikushi/>

手続きには、おおむね2ヶ月ほどかかります。手続きが完了しましたら、登録事務処理センターから県幼保支援課に情報が届きますので、**手続き完了の連絡は必要ありません。**

研修分野①②のみ『実践研修計画書』の提出(P10・12参照)

研修受講

※集合研修の**初回**には必ず、**【写真入りの身分証明書】**をご持参ください。  
(運転免許証、マイナンバーカード等)

研修レポートの提出(研修後に会場にて作成・提出)

修了確認

修了証の受取

所属先への報告

※①乳児保育、②幼児教育について

実践研修終了後は、**県幼保支援課**へ「実践研修の記録」及び「日案(乳児保育は、個別の計画も)」を1部、**10日以内**に提出してください。

## 2 研修受講にあたっての留意点

新型コロナウイルスの感染対策を継続するため、「新しい生活様式」に基づいて研修を実施します。

◇研修へ参加される際には、次のことをお願いします。

- 1 自宅で必ず検温し、発熱や体調不良等の場合は、参加を取りやめてください。
- 2 マスクを着用してください。
- 3 会場入口に設置しているアルコール消毒液を使用し、手指の消毒をしてください。
- 4 飲食は自席で行い、会話等を控え、飛沫が飛ばないように注意してください。
- 5 換気を行いながら実施するため、衣服等での調節ができるようにしてください。

## 3 受講者の心得

- (1) 研修時間に遅れないように余裕をもって参加する。
- (2) 研修中は担当者の指示に従うとともに主体的に受講する。
- (3) 研修中は自分の受講番号の席に着席する。
- (4) 提出物の締め切り期限を守る。
- (5) 研修には「キャリアアップ研修の概要」及び研修ごとに指示された「持参物等」を必ず持参する。
- (6) 研修室内外の整理整頓(机・いすを元の状態に戻す等)をする。

## 4 事務連絡事項

- (1) 研修中の交通安全等には十分留意してください。
- (2) 研修等の中止について
  - ・研修等会場の所在する地域に、当日**午前6時(午後開催の場合は午前9時)の時点で「大雨特別警報」、「暴風特別警報」、「暴風警報」のいずれかが発令されている場合は、その日の研修を中止します。**
  - ・台風や悪天候等により**前日までに中止とする場合は、研修等主管課ホームページに掲載するとともに、市町村(学校組合)教育委員会及び公立学校並びに市町村保育主管課あてに電子メールで連絡します。**

教育センターホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/>

県幼保支援課ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311601/>

## 5 欠席等の場合

病気等やむを得ない理由で欠席する場合は、所属長に報告したうえで、欠席届を規定の方法を経て教育センター所長に提出してください。(P24 欠席届記載例を参照)

なお、受講当日に出席できなくなった場合は、所属長に報告した後、高知県教育委員会事務局幼保支援課又は教育センター幼保研修担当に電話等で連絡し、後日、欠席届を規定の方法(FAX可)で提出してください。

ホームページのアクセス手順について

(教育センター)

オンデマンド研修視聴の手順について

(県幼保支援課)

## 【教育センター幼保研修のホームページのアクセス手順について】

ホームページに研修の情報やオンデマンド、ライブ配信といった研修の入り口を掲載します。

日程や会場等の変更があった際にも掲載しますので、必ず受講する研修の前日等にご確認ください。

また、この手順については、職員間の情報共有をお願いします。

### アクセス手順

#### 1. 高知県教育センターホームページにアクセスする。

(1)ウェブブラウザ GoogleChrome (グーグルクローム) からアクセスしてください。

※PC 等端末に GoogleChrome (グーグルクローム) がダウンロードされていない場合は、ダウンロードをお願いします。

(2)「高知県教育センター」と検索、または、高知県庁ホームページの「組織から探す」からアクセスしてください。



#### 2. 左側のメニューバーから『幼保研修』をクリックする。

※以下、画像については令和3年度を参考にして載せていますので、実際のページ表示とは若干異なります。

高知県 Kochi Prefecture

分野から探す → 防災・安全・まちづくり | 暮らし・環境 | 健康・福祉 | 教育・子育て | 観光・文化・移住 | しごと・産業 | 県政情報

ホーム > 組織から探す > 教育委員会事務局 > 教育センター

教育センター

- 令和3年度
  - 教職員等研修案内
  - 要覧
  - ◆各研修の概要・様式
  - 基本研修
    - 子どもと生きる
    - アドバイザー学校支援訪問
    - 初任者研修諸調査
    - 若年教員研修
    - 中堅教諭等資質向上研修
- トピックス
  - 令和3年度 若年教員育成アドバイザー学校支援訪問 学習指導略案様式 (2021年04月01日)
  - 若年教員のためのOJTハンドブック (2021年04月01日)
  - 令和3年度年間研修力カレンダー (2021年03月30日)
  - 【新型コロナウイルス感染症対応】★3月★高知県教育センター研修の開催変更 (2021年03月26日)
  - 【報告書】「令和2年度 新しい時代のICTを活用した学びフォーラム」実施報告書 (2021年03月19日)
  - 家庭学習支援動画ライブラリー (2021年03月10日)
  - 【新型コロナウイルス感染症対応】教育センター研修等への参加について (2021年01月22日)
  - 初任者研修のOJTハンドブック、学び続ける教員の育成を目指して (小中学校編) (2019年12月)
- 実証実験 仮想教室
  - 体験会・ライブ授業
  - 実施報告書
- 家庭学習支援動画ライブラリー
  - 家庭学習支援動画ライブラリー
- 研修の開催状況
  - 令和3年度年間研修力カレンダー
  - 開催中止や延期情報

『幼保研修』は、こちらの列にあります。



#### 3. 『幼保研修について』のページにある『令和4年度 研修開催一覧』をクリックする。

高知県 Kochi Prefecture

分野から探す → 防災・安全・まちづくり | 暮らし・環境 | 健康・福祉 | 教育・子育て | 観光・文化・移住 | しごと・産業 | 県政情報

ホーム > 組織から探す > 教育委員会事務局 > 教育センター

幼保研修について

公開日 2021年04月08日

- 令和3年度 基本研修
- 令和3年度 専門研修
- 令和3年度 キャリアアップ研修
- 令和3年度 研修開催一覧

※ パスワードの入力が必要です。申し込みされた各園所には、メールで案内書に郵送またはメールでお知らせしますので、ご確認ください。

※ オンデマンド研修の受講、お申し込み変更内容について記載しています。

目的から探す

- 申請・届出・補助金等
- 資格・試験
- イベント情報
- 募集情報

組織から探す

総務部

令和4年度 研修開催一覧 をクリックします。



#### 4. パスワードを入力する。

※パスワードについては、研修を申し込まれた市町村主管課及び各園所の所属長宛に5月上旬に郵送またはメールで通知します。この通知は、各所属で1年間保管し、紛失しないようご注意ください。

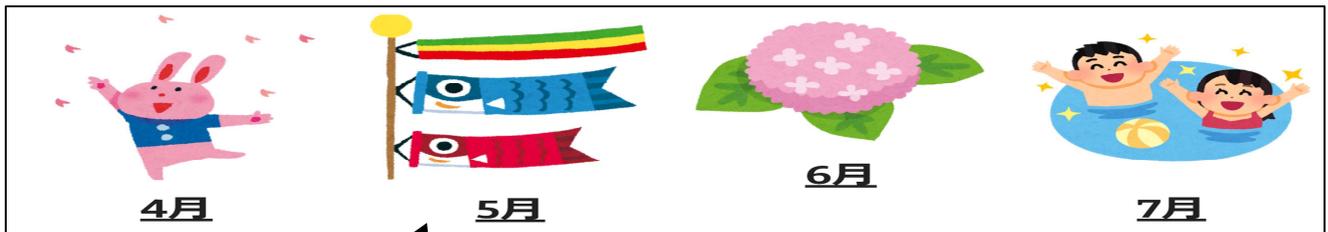
※基本研修、専門研修、キャリアアップ研修すべて共通です。

※著作権の保護等のため、パスワードの取り扱いについては十分ご注意ください。



ここにパスワードを入力します。  
数字4桁を半角で入力してください。

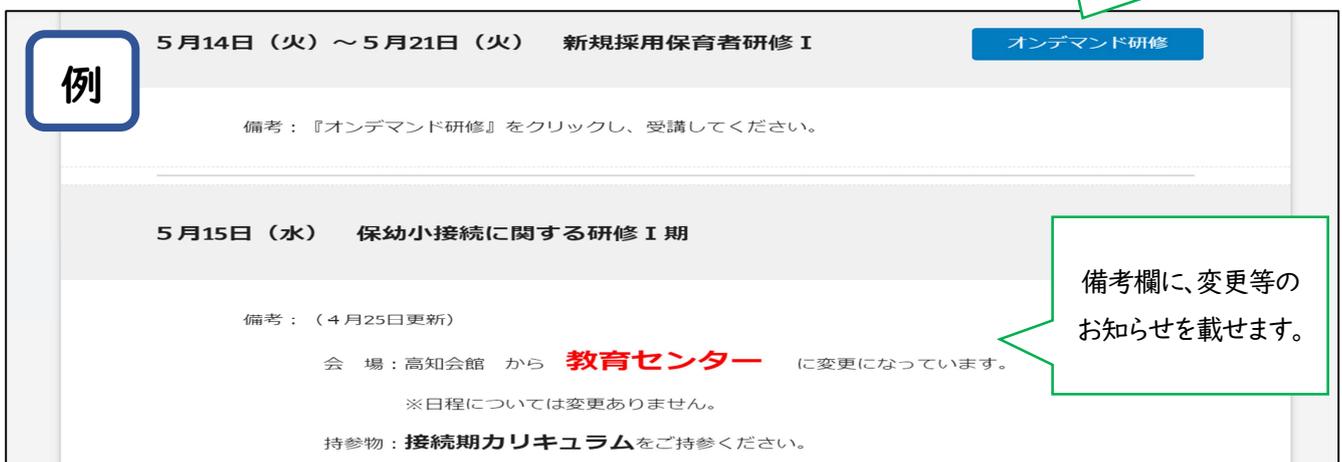
#### 5. 受講する研修の実施月をクリックし、変更等の確認やオンデマンド研修等の受講をする。



受講する実施月をクリックします。

「オンデマンド研修」や「ライブ配信」といったボタンをクリックすると、研修の入り口や資料、動画等を視聴できるページに移動しますので研修画面に従って研修を受講してください。

※下記は表示例です。



**例**

5月14日(火)～5月21日(火) 新規採用保育者研修 I オンデマンド研修

備考：『オンデマンド研修』をクリックし、受講してください。

5月15日(水) 保幼小接続に関する研修 I 期

備考：(4月25日更新)

会場：高知会館 から **教育センター** に変更になっています。

※日程については変更ありません。

持参物：接続期カリキュラムをご持参ください。

備考欄に、変更等のお知らせを載せます。

## 【県幼保支援課のオンデマンド研修視聴の手順について】

対象研修:「③障害児保育③特別支援教育」「④食育・アレルギー対応」「⑤保健衛生・安全対策」

1 県幼保支援課のホームページにアクセスする。

2 右側のメニューバーから「Web 研修」をクリックする。

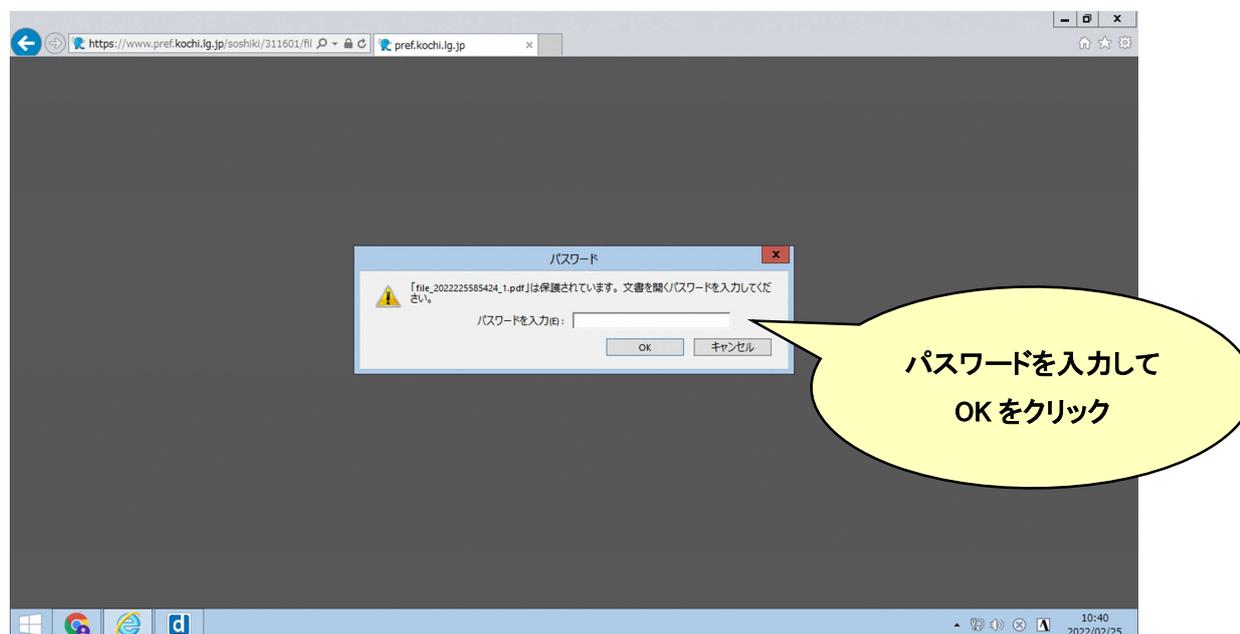
The screenshot shows the homepage of the Kochi Prefecture Child Care and Child Protection Support Office. The navigation menu includes 'Web 研修' (Web Training), which is highlighted with a yellow callout bubble containing the text 'ここです' (Here). The page content includes sections for '幼児教育・保育の無償化' (Free childcare and education), 'トピックス' (Topics), and '親育ち支援' (Parenting support).

3 研修動画、研修資料をクリックする。

The screenshot shows the '研修案内' (Training Guide) page. The '研修案内' (Training Guide) section is highlighted. The page lists training opportunities, including '令和4年度 Web研修について' (Regarding the FY2022 Web Training) and '令和4年度 キャリアアップ研修' (FY2022 Career Advancement Training). A yellow callout bubble points to the '研修動画' (Training Video) link, with the text 'ここです' (Here). The page also includes a sidebar with '目的から探す' (Search by Purpose) and '組織から探す' (Search by Organization) sections.

4 パスワードを入力する。

※園にメールでお知らせします。取り扱いについてはご注意ください。



5 受講する。

※研修資料は動画視聴前に印刷してください。

## 目次

<b>I 高知県キャリアアップ研修について</b> .....	1
1.研修概要	
2.研修申込について	
3.キャリアステージにおける保育者育成指標	
4.令和4年度高知県キャリアアップ研修予定一覧	
5.令和4年度年間研修カレンダー	
<b>II 研修分野別実施要項等</b> .....	9
①乳児保育 ②幼児教育①教育・保育理論 ③障害児保育③特別支援教育	
④④食育・アレルギー対応 ⑤⑤保健衛生・安全対策	
⑥保護者支援・子育て支援⑥保護者の支援・子育ての支援	
⑧⑧マネジメント ⑦⑦小学校との接続 ⑦②保育実践 ⑨⑨制度や政策の動向	
【保育所・認定こども園 → ①②③④⑤⑥⑦⑧ 幼稚園・認定こども園 → ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨】	
<b>III 様式</b> .....	23
1.欠席届 様式及び記入例	
2.氏名・住所変更届 様式及び記入例	
3.実践研修変更報告書 様式及び記入例	
4.事例 様式例	
5.実践研修指導計画(日案)様式例	
個別の指導計画(様式A)	
支援シート(様式B) 様式及び記入例	
修了証再交付申請書	
登録変更等の手引き	
<b>IV 参考資料</b> .....	36
・キャリアアップ・処遇改善のイメージ(1・2・3号関係) (内閣府)	
・令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善 (内閣府)	
・研修修了要件の取扱い	
・施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について (内閣府、文部科学省、厚生労働省)	
・保育士等キャリアアップ研修の実施について (厚生労働省)	
・研修会場	
<b>V 申込様式</b>	

## I 高知県キャリアアップ研修について

## Ⅰ. 研修概要

近年、子どもや子育てを取り巻く環境は変化し、保育所・幼稚園等に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育者にはより高度な専門性が求められるようになっていきます。

また、保育現場においては、園長、主任保育士等の下で、新採後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図ることが重要になっているとともに、各園において、職員のキャリアパスを見据えた職位の整備や、現場におけるリーダー的職員の育成が重要となっています。

高知県では、これらの課題に取り組むため、平成 30 年度から「高知県キャリアアップ研修」を実施しています。

本研修は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発 0401 第 1 号平成 29 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長）及び「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について（令和元年 6 月 24 日）」に基づき、高知県が実施するものです。

修了要件については、新型コロナウイルス感染症の影響下において、令和 4 年度からの研修修了要件の適用は行われません。研修要件は段階的に適用され、副主任保育士・中核リーダー等については令和 5 年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和 6 年度が適用開始年度となります。なお、副主任保育士・中核リーダー等は、初年度に求める研修修了数は 1 分野とし、令和 6 年度以降、毎年度 1 分野ずつ必要となる研修修了数が引き上げられます。（本冊子 37 ページ参照）

◆対象者：高知県内の私立保育所・私立幼稚園・私立認定こども園・地域型保育事業所等  
における勤務年数3年以上の保育士等

## 2. 研修申込について

○申込締め切りは、4月20日(水)です。

○『申込様式』により、期日までに申し込んでください。

様式は、高知県教育センターホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/>

○申込の流れ・期日

提出書類	園 → 高知県教育センター
申込名簿	令和4年4月20日(水)

※研修分野「**⑦**小学校との接続」は、1回目が4月20日(水)の開催となりますので、

申込締め切りを4月13日(水)とさせていただきます。

○提出先 ※電子メールで提出してください。

インターネットの環境が整っていない場合は、郵送で提出してください。

◆電子メール [kyaria@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:kyaria@ken.pref.kochi.lg.jp)

表題:「04キャリアアップ研修申込名簿(〇〇市町村〇〇園)」

◆郵送 〒781-5103 高知市大津乙181

高知県教育センター幼保研修担当

### 3. キャリアステージにおける保育者育成指標

高知県教育委員会

キャリアステージ	基礎ステージ		中堅ステージ		管理職ステージ			
	新規採用保育者	5年未満の保育者	5年～10年未満の保育者	中堅保育者(10年以上)	主任・教頭等	所長・園長		
高知県が各ステージ終了までに求める姿	【保育者としての独り立ち】		【保育者としての資質を磨く】		【園全体を視野に入れる】			
	基礎的知識を身に付け実践と結び付ける	見通しをもって教育及び保育ができるよう、実践の幅を広げる	身に付けた知識や技術を生かし、実践力を高める工夫をする		実践を通してモデルとなるよう、全国的視野に立った資質・指導力を身に付ける	職員の人材育成を行うとともに、園長を補佐して園の教育・保育目標に向けた取組を推進する		
資質・指導力	行動目標							
指導力向上に向けての自己診断	①子どもの主体的な学びを保障するための環境構成を行う力(環境の構成)	ア 保育室を起点に環境を整え、日々の保育に必要な環境を整える	イ 子どもの動きや活動の展開を予測して環境の構成、再構成をする	保育士のキャリアパス 乳児保育② 幼児教育② 保育実践①	ウ いろいろな環境を生かしながら、実践を展開することを楽しく行う	エ 他クラスや他学年の教育・保育の展開を意識して、園全体の環境を視野に入れて豊かなモノや人との関わりを生み出す実践を行う	オ 各職員の意見を反映しつつ、協働して乳幼児期の発達を保障する園環境をつくる	カ 地域や園の実態を踏まえ、よりよい教育・保育の実現に向けて、環境の維持改善に努める
	②一人一人の子どもの特性や発達、ねらい等に適した援助を行う力(援助)	ア 日々の反省・記録や、先輩の実践に触れることで、一人一人の特性に応じる指導の基本的姿勢を身に付ける	イ 一人一人の特性や発達を理解し、その援助を工夫する	乳児保育③ 幼児教育③ 保育実践②	ウ 個と集団の育ちを意識して、一人一人の特性や発達を捉え、必要な援助を行う	エ 各職員のモデルとなり、子ども一人一人に応じた適切な援助を行う	オ 各職員が一人一人に応じた援助を適切に行えるよう指導する	カ 各職員が一人一人に応じた援助を適切に行えるよう、資質向上のための学び合いの場をつくる
	③ねらいに沿って指導を適切に展開し、改善する力(指導計画の作成と保育展開・評価)	ア 子どもの実態を踏まえて、ねらいをもとに指導計画を作成し、保育を展開する	イ 反省・記録をもとに、指導計画を構想し、発達の見通しをもった保育を展開する	乳児保育⑤ 幼児教育④ 保育実践③	ウ 日々の実践を通して、年間指導計画のねらいや内容、環境の構成、援助を見直していく	エ 園の行事などで実践の中心的な役割を果たしながら、年間指導計画を見直していく	オ 職員との話し合いに積極的に参加しながら、年間指導計画の評価・改善に努める	カ 各職員が全体的な計画・教育課程を踏まえてよりよい実践ができる園環境をつくる
	④地域の資源を活用し、指導の充実を図る力(地域との連携)	ア 地域の自然などを取り入れた保育を展開しようとする	イ 地域の自然や文化を保育に生かす		ウ 地域の資源を生かし、自らの保育を豊かにしていく	エ 様々な機会を通して子どもや保護者と地域とのつながりを深めていく	オ 園長を補佐しながら、地域の人的・物的資源を活用した園づくりを進める	カ 地域との信頼関係を築き、地域の資源を活用した園づくりを進める
	⑤保護者や必要な機関と連携を取りながら一人一人の育ちを支える力(関係諸機関との連携)	ア 子どもの変化などを保護者に伝える	イ 子どもや保護者への対応について、他の職員と話し合いながら、園内で情報を共有する	障害児保育①～⑤ 保護者支援・子育て支援④⑤	ウ 記録や評価を的確に行い、実態に応じた対応・学級経営・協力体制づくりを行うため、専門的知識をもって関係機関と連携する	エ 園内の話し合いの中心的な役割を果たし、協力体制の推進役になる	オ 様々な関係機関の特性や業務内容について情報を得、職員と専門機関又は他の専門領域をもつ専門家との間に入って連携する	カ 必要に応じて関係機関と連携できる体制を整え、園全体の連携する力を高める
	⑥発達や学びの連続性を見通し、指導する力(保幼小の連携・接続)	ア それぞれの発達にふさわしい経験を踏まえた実践を知る	イ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を意識して実践する	幼児教育①⑤ 制度や政策の動向	ウ 小学校等との円滑な接続の必要性を理解し、学びや発達を見通した計画及び実践を行う	エ 小学校等との連携について職員とともに計画し、園長に提言する	オ 小学校等との連携が円滑に行えるよう、園内外に積極的に働きかける	カ 必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援できる体制を整える
親子自己診断に関する	⑦在園児の保護者に対して子育てを支援する力(保護者への支援)	ア 保護者にカウンセリングマインドをもって接し、話しやすい雰囲気づくりに努める	イ 保護者との良好な関係を築き、必要に応じて相談しやすい雰囲気をつくる	保護者支援・子育て支援①② 制度や政策の動向	ウ 保護者の相談を受容的に受け止め、適切な助言をする	エ 保護者同士の関係をつくり、保護者が育ち合う場を提供する	オ 園内で役割分担をしながら、組織として保護者を支援するための役割を担う	カ 必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援できる体制を整える
	⑧地域の子育て家庭等を支援する力(地域における子育て支援)	ア 園を訪れる地域の保護者等に対して、気持ちのよい挨拶や温かい雰囲気をつくる	イ 園を訪れる地域の保護者等に対して、気持ちのよい挨拶や温かい雰囲気をつくる	保護者支援・子育て支援③ 制度や政策の動向	ウ 園を訪れる地域の保護者等に対して、親しみをもって応じ、気持ちよく利用できるような雰囲気づくりに努める	エ 園の子育て支援の計画に基づいて実践し、園長を補佐しながら子育て情報を発信する	オ 園の実態を把握して園の子育て支援の充実を促す	カ 必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援できる体制を整える
園の運営力・自己診断に関する	⑨学級経営に関わる事務を的確に処理する力(学級経営)	ア 学級事務を通して担任としての責任を自覚する	イ 日々の記録を整理したり、提出書類を的確に処理したり、担任としての責任を果たしていく		ウ 担任としての学級経営に関する責任を果たすとともに、他の職員に相談し、助言をする	エ 園全体を見通して各担任の事務処理等を確認し、効率化に向けて指導・助言をする	オ 各担任が自信をもって学級経営にあたれるよう、体制を整える	カ 必要に応じて関係機関と連携しながら、組織として保護者を支援できる体制を整える
	⑩園務分掌とその内容を理解し、企画・立案する力(園務分掌)	ア 組織の一員として自覚し行動する	イ 園務の一部を担い、園の組織についての理解を深め、役割にあった行動をとる	マネジメント①③ 制度や政策の動向	ウ 園務についての理解を深め、後輩の指導をしながら組織の一員として園務の遂行に努める	エ 園務について理解を深め、よりよい園運営に向けて遂行しながら改善を提案する	オ 職員の関心や立場、負担等を踏まえて、園長を補佐しながら、よりよい園務の遂行に努める	カ 園の課題を踏まえて、園務分掌の改善を図る
	⑪上司や同僚と協働して、円滑に園務を遂行できる力(職員間の連携)	ア 自分の考えを伝えるとともに、先輩からの助言を素直に受け止める	イ 自分の考えを伝えるとともに、相手の立場を理解しながら仕事を進めていく	マネジメント②④⑤ 制度や政策の動向	ウ 同僚からの相談に応じて、適切な助言をする	エ それぞれの立場を理解し、よりよい実践になるよう職員間の連携を図る	オ 園長を補佐するとともに、職員と信頼関係を築き、職員に対して必要に応じて支援する	カ 職員一人一人のよさを生かし、職員間の連携が深まる体制づくりに努める
危機自己診断に関する	⑫子どもが安心して過ごすことができる施設や遊具等の安全な環境を整える力(安全管理)	ア 危機管理を理解し、マニュアルに沿った環境を整える	イ 食育・アレルギー対応①～⑤ 保健衛生・安全対策①～⑤ 制度や政策の動向	ウ 園全体の危機管理を理解し、より安心して、より安全に生活できる環境を工夫し、改善に努める	エ 園長を補佐し、危機管理のためのマニュアルを整備し、園内体制を確立する	オ 危険を予測し、危機管理のためのマニュアルを整備し、園内体制を確立する	カ 園の実態に応じて子どもの安全教育や防災等について、職員や保護者と協働して取組を進める	
	⑬家庭や地域と連携し、子どもが危険から身を守り、安全に行動できるように指導する力(安全教育)	ア 日頃から遊びや生活の中に安全や命を守るための要素を意識して取り入れ、指導を行う	イ 家庭や地域と連携を図りながら、安全や命を守るために指導を行う	保健衛生・安全対策①～⑤ 制度や政策の動向	ウ 家庭や地域と連携を図りながら、安全や命を守るために指導を行う	エ 園全体で安全教育が行われるよう、必要に応じて職員への指導・支援をする	オ 園の実態に応じて子どもの安全教育や防災等について、職員や保護者と協働して取組を進める	カ 園の実態に応じて子どもの安全教育や防災等について、職員や保護者と協働して取組を進める
保育者としての姿勢	⑭保育者として自分の課題を発見し、自己研鑽していく力(自己研鑽)	ア 進んで研修に参加し、自らの課題をもち、研鑽に努める	乳児保育① 幼児教育①	イ 自己課題をもって研修に参加するとともに、園内研修において後輩と園長等の考えをつなぐ	ウ 自己課題をもって研修に参加するとともに、園内研修において中心的役割を果たし、質の向上を図る	エ 常に向上心をもって取り組む。園全体の動きを把握しながら職員研修のマネジメントをする	オ 一人一人の職員の自己研鑽の場を確保し、園全体の学び合いの場をつくる	カ 園全体の教材に目を配り、必要に応じて指導・助言し、豊かな園環境をつくる
	⑮乳幼児期の発達や学びを踏まえた教材の研究をする力(教材研究)	ア 子どもの育ちを理解し、一人一人の育ちに沿った遊具や用具を準備する	イ 子どものモノや人との関わりを深めるための遊具や用具を工夫して活動を豊かにする	保育実践④⑤	ウ 個々の育ちに応じた保育が展開されるための教材の準備をするとともに、後輩の相談にも応じる	エ 後輩と必要な教材について具体策を一緒に考え、助言・指導する	オ 教材研究や、やりたいことが実現できる教材の提案するなど各職員が教材研究を楽しむ雰囲気をつくる	カ 園全体の教材に目を配り、必要に応じて指導・助言し、豊かな園環境をつくる

※保育士等のキャリアアップ研修対象が、「経験年数3年以上」「経験年数7年以上」の保育士のため、基礎ステージと中堅ステージとにまたがった表記となっている。

## 令和4年度 高知県キャリアアップ研修予定 一覧

※太枠、色掛けの研修は高知県教育委員会事務局幼保支援課担当

	月	日	曜	時間	研修内容	会場
①乳児保育	7	22	金	9:15~ 16:30	<b>基礎研修Ⅲ期Ⅱと重ねて実施</b> ・子ども理解と指導計画 ・保育実践事例を用いて(事例持参) ・特別な配慮を要する子ども ・乳児期からの教育・保育	高知会館
	8月~12月 ※日程は後日調整			9:00~ 16:30	・公開保育 ・園内の保育士等による研究協議 ・幼保支援スーパーバイザー及びアドバイザーによる 受講者への個別指導	受講者の 所属保育所等
	1	24	火	9:30~ 12:00	<b>基礎研修Ⅲ期と重ねて実施</b> ・乳幼児期からの人権教育	高知会館
②幼児教育 ①教育・保育理論	9	6	火	9:15~ 16:30	<b>基礎研修Ⅲ期と重ねて実施</b> ・学級経営について ・幼児理解と指導計画 ・発達の理解に基づく環境構成 ・幼児期の教育・保育について	高知会館
	9月~12月 ※日程は後日調整			9:00~ 16:00	・公開保育 ・園内の保育士等による研究協議 ・幼保支援スーパーバイザー及びアドバイザーによる 受講者への個別指導	受講者の 所属保育所等
	1	24	火	13:00~ 16:30	<b>基礎研修Ⅲ期と重ねて実施</b> ・日案作成と保育の振り返り ・保幼小接続について	高知会館
③障害児保育 ③特別支援教育	6   7	23   6	木   水		【オンデマンド研修】  (研修内容) ・特別な配慮を必要とする子どもについて	
	7	7	木	9:45~ 16:45	(研修内容) ・特別支援教育の視点に基づいた保育(行動分析) ・発達障害等の理解と記録について (様式A 個別の指導計画活用) ・特別支援教育の視点に基づいた保育(援助の仕方)	県民文化ホール (グリーン)
	9	1	木	9:45~ 16:45	(研修内容) ・医療的ケア児の理解に関すること ・支援の記録と小学校への引継ぎについて (様式B 支援シート活用)	県民文化ホール (グリーン)
④④食育・アレルギー 対応	7   8	22   4	金   木		【オンデマンド研修】  (研修内容) ・食育の内容と計画(保育所保育指針) ・食育計画の作成と活用	
	8	30	火	13:00~ 16:30	(研修内容) アレルギー疾患の理解とその対応 ・アレルギー疾患の理解 ・アナフィラキシーショックの理解と対応 アレルギー疾患への対応 ・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解	県民文化ホール (グリーン)
	9	27	火	9:45~ 16:45	(研修内容) 子ども一人一人に応じた食事の提供 ・保育所における食事提供ガイドラインの理解 子どもの健康と食生活の意義 ・食事・献立・食事摂取基準 ・献立作成	県民文化ホール (グリーン)

研修分野	月	日	曜	時間	研修内容	会場
⑤⑤保健衛生・安全対策	6	2	木	9:45～ 16:30	(研修内容) 安全管理・安全教育 ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 事故防止及び健康安全管理 ・事故とその予防 ・応急措置の実際	県民文化ホール (グリーン)
	7	12   25	火   月		【オンデマンド研修】 (研修内容) 子供の疾病と対策・感染症予防対策 ・保育所における感染症対策ガイドラインの理解及び保育の現場において血液を介して感染する病気を予防するためのガイドラインの理解	
	8	2	火	9:45～ 16:45	(研修内容) ・子どもの発達と保健計画 ・保健計画の作成と活用	県民文化ホール (グリーン)
⑥保護者支援・子育て支援 ⑥保護者の支援・子育ての支援	6	7	火	9:30～ 17:00	<b>家庭支援推進保育講座Ⅰ期と重ねて実施</b> ・高知県における家庭支援の取組等 ・家庭支援の計画と記録の作成、園内の支援体制づくりについて ・家庭支援の在り方	県民文化ホール (オレンジ)
	9	14	水	9:30～ 17:00	<b>親育ち支援講座</b> ・保育所・幼稚園等における親育ち支援 ～支援の基本的な考え方と大切にしたいこと～ ・親育ち支援力を高める ・親育ち支援の研修計画に基づいた情報交換	ふくし交流 プラザ
	10	25	火	13:30～ 16:30	<b>児童虐待に関する研修と重ねて実施</b> ・高知県の実態及び関係機関との連携について ・児童虐待の防止につながる支援の在り方	県民文化ホール (オレンジ)
⑧⑧マネジメント	6	6	月	9:00～ 16:00	<b>主任保育士・幼稚園教頭等研修Ⅰ－Ⅰと重ねて実施</b> ・乳幼児理解と主任保育士・幼稚園教頭等に求められるもの ・保育の動向と課題 ・人権教育と主任・教頭等の役割	教育センター 大方高等学校 (遠隔)
	7	29	金	9:20～ 16:00	<b>主任保育士・幼稚園教頭等研修Ⅰ－Ⅱと重ねて実施</b> ・園内研修の活性化 ・高知県教育・保育の質向上ガイドラインについて ・園組織マネジメントの概論と実践	教育センター
	11	7	月	9:20～ 16:00	<b>主任保育士・幼稚園教頭等研修Ⅰ－Ⅲと重ねて実施</b> ・親育ち支援の取組について ・特別な配慮を要する子どもの支援ツールについて ・特別な配慮を要する子どもへの支援	教育センター 大方高等学校 (遠隔)

研修分野	月	日	曜	時間	研修内容	会場
⑦ 小学校との接続 (申込様式では分野 番号A)	4	20	水	12:45~ 16:30	<b>保幼小接続に関する研修Ⅰ期と重ねて実施</b> ・スタートカリキュラムに基づく授業 ・接続期カリキュラムについて ・円滑な接続に向けた接続期カリキュラムの在り方	※4月初旬 教育センターHPに アップします
	7	26	火	13:00~ 16:30	<b>保幼小接続に関する研修Ⅱ期と重ねて実施</b> ・保幼小接続の取組についての実践発表 ・実践発表についての話し合い ・子どもの育ちをつなぐ連携・接続	教育センター
		未定		【予定】 9:00~ 15:30	(研修内容【予定】) ・5歳児と1年生の交流活動 ・交流活動について ・保幼小連携・接続について	小学校又は 保育所・幼稚園等
	11	28	月	9:30~ 15:30	<b>保幼小接続に関する研修Ⅲ期と重ねて実施</b> ・活用しよう!10の姿共有シート ・接続期カリキュラムの実践について ・グループ協議 等	教育センター
⑦② 保育実践	8	23	火	13:00~ 16:30	<b>保育技術専門講座Ⅱと重ねて実施</b> ・幼児期の運動指針 ・身体を使った遊び	春野 総合運動公園 体育館
	9	12	月	13:30~ 16:30	<b>保育技術専門講座Ⅲと重ねて実施</b> ・高知県の読書活動の現状等 ・絵本の果たす役割	高知会館
	11	25	金	13:30~ 16:30	<b>保育技術専門講座Ⅳと重ねて実施</b> ・音楽表現について ・乳幼児期の発達と遊び	県民文化ホール (オレンジ)
	1	21	土	9:30~ 16:30	<b>保育技術専門講座Ⅴと重ねて実施</b> ・乳児保育と環境 ・保育者のまなざし	高知会館
⑦ 制度や政策の動向	7	27	水	9:30~ 16:30	(研修内容) ・国の教育政策や世界の教育の動向 ・教員としての子ども観、教育観等についての省察 ・幼児教育における見方・考え方と学力 ・子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見	オーテピア
	8	3	水	9:30~ 16:30	(研修内容) ・幼稚園教育要領等の改訂の動向等	教育センター
	8	23	火	9:00~ 12:30	(研修内容) ・子どもの生活の変化を踏まえた課題 ・幼児教育と小学校教育の接続、学びの連続性について	教育センター

## 5. 令和4年度 年間研修カレンダー ※太枠はキャリアアップ研修

4月		5月		6月		7月		8月		9月		
1	金			水	ミドルフォローアップ発展 I オンデマンド保育セミナー I (~6/30まで)	金		月		木	キャリア障害児保育 III	
2	土			木	キャリア保健衛生 I	土		火	キャリア保健衛生 III	金		
3	日		火	金	憲法記念日	日		水	キャリア制度や政策の動向 II	土		
4	月		水	土	みどりの日	月		木	所長・園長研修 I-II	日	認可外保育施設職員研修	
5	火		木	日	こどもの日	火		金		月		
6	水		金	月	主任・教頭等 I-I キャリアマネジメント I	水		土		火	基礎研修 III期 III キャリア幼児教育 I	
7	木		土	火	家庭支援推進保育講座 I 期 キャリア保護者支援 I	木	キャリア障害児保育 II	日		水	中堅教諭等研修 III ミドル研修1年次 III	
8	金		日	水		金	保育技術専門講座 I	月		木		
9	土		月	木		土		火	休日	金		
10	日		火	金	新規採用 I (オンデマンド) 基礎研修 I 期 I 新採に係る所長・園長研修	日		水		土		
11	月		水	土		月		木	山の日	日		
12	火		木	日		火	キャリア保健衛生 II ※オンデマンド(~7/25)	金		月	保育技術専門講座 III 【絵本の果たす役割】 キャリア保育実践 II	
13	水	※キャリア小学校との接続の申込締め切り	金	月	所長・園長 II-I	水	新規採用 II 基礎研修 I 期 II	土		火		
14	木		土	火		木		日		水	キャリア保護者支援 II	
15	金		日	水		金	中堅教諭等研修 II ミドル研修1年次 II ミドル研修2年次 II	月	研修を入れない週	木		
16	土		月	木	所長・園長 I-I	土		火			金	
17	日		火	金	基礎研修 II 期 I (オンデマンド)	日		水			土	
18	月		水	土	中堅教諭等研修 I ミドル研修1年次 I ミドルに係る所長・園長研修	月	海の日	木			日	
19	火		木	日		火		金		月	敬老の日	
20	水	研修申込締め切り 保幼小接続に関する研修 I 期 キャリア小学校との接続 I	金	月		水	基礎研修 II 期 II	土		火		
21	木		土	火		木		日		水		
22	金		日	水	ミドル研修2年次 I	金	基礎研修 III 期 II キャリア乳児保育 I キャリア食育・アレルギー I ※オンデマンド(~8/4)	月		木		
23	土		月	木	キャリア障害児保育 I ※オンデマンド(~7/6)	土		火	保育技術専門講座 II キャリア保育実践 I キャリア制度や政策の動向 III	金	秋分の日	
24	日		火	金	基礎研修 III 期 I (オンデマンド)	日		水	基礎研修 II 期 III	土		
25	月		水	土		月		木		日		
26	火		木	日		火	保幼小接続に関する研修 II 期 キャリア小学校との接続 II	金		月		
27	水		金	月		水	キャリア制度や政策の動向 I	土		火	キャリア食育・アレルギー III	
28	木		土	火		木		日		水		
29	金	昭和の日	日	水		金	主任・教頭等 I-II キャリアマネジメント II	月		木	園評価に関する研修	
30	土		月	木		土		火	キャリア食育・アレルギー II	金		
31	日		火	日		水	新規採用 III 基礎研修 I 期 III	木		金		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 土		火 オンデマンド保育セミナーⅡ (~11/30まで)	木	日 元旦	水	水
2 日		水	金 主任・教頭等Ⅱ-Ⅱ	月 振替休日	木	木
3 月		木 文化の日	土	火	金	金
4 火		金	日	水	土	土
5 水		土	月	木	日	日
6 木		日	火 所長・園長Ⅱ-Ⅱ	金	月	月
7 金		月 主任・教頭等Ⅰ-Ⅲ キャリアマネジメントⅢ	水	土	火	火
8 土		火	木	日	水	水
9 日		水	金	月 成人の日	木	木
10 月	スポーツの日	木	土	火	金	金
11 火		金 基礎研修Ⅱ期Ⅳ 中堅教諭等公開園内研修Ⅱ	日	水	土 建国記念の日	土
12 水		土	月	木 新規採用Ⅳ 基礎研修Ⅰ期Ⅳ	日	日
13 木		日	火	金	月	月
14 金		月	水	土	火	火
15 土		火	木	日	水	水
16 日		水 ミドル研修2年次Ⅲ	金 家庭支援推進保育講座 Ⅱ期	月	木	木
17 月		木	土	火	金	金
18 火		金 所長・園長Ⅰ-Ⅲ	日	水 中堅教諭等研修Ⅳ ミドル研修1年次Ⅳ	土	土
19 水		土	月	木	日	日
20 木		日	火	金	月	月
21 金		月	水	土 保育技術専門講座Ⅴ キャリア保育実践Ⅳ	火 ミドル研修2年次Ⅳ	火 春分の日
22 土		火	木	日	水 ミドルフォローアップ発展Ⅲ	水
23 日		水 勤労感謝の日	金	月	木 天皇誕生日	木
24 月		木	土	火 基礎研修Ⅲ期Ⅳ キャリア乳児保育Ⅲ キャリア幼児教育Ⅲ	金	金
25 火	児童虐待に関する研修 キャリア保護者支援Ⅲ	金 保育技術専門講座Ⅳ キャリア保育実践Ⅲ	日	水	土	土
26 水	ミドルフォローアップ発展Ⅱ	土	月	木	日	日
27 木		日	火	金	月	月
28 金		月 保幼小接続に関する研修Ⅲ期 キャリア小学校との接続Ⅳ	水	土	火	火
29 土		火	木	日	水	水
30 日		水	金	月	木	木
31 月		土	土	火	金	金

## Ⅱ 研修分野別実施要項等

保育所・幼稚園：①②③④⑤⑥⑦⑧

幼稚園・認定こども園：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨

# 研修分野 ①乳児保育 実施要項

※太枠、色掛けは県幼保支援課主催

	期 日	場 所	研 修 時 間	持 参 物
I	7月22日(金)	教育センター	6h	<b>※写真入りの身分証明書</b> ・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) (高知県教育委員会) ・指導計画・園内研修の手引き【改訂版】(高知県教育委員会) ・ <u>在籍園にて作成した保育の実践事例(各自コピーをして 5部)</u> ・特別支援教育・障害児保育ガイドブック(高知県教育委員会)
II	8月～12月 ※日程については 後日調整	受講者の在籍園	6.5 h	・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) ・指導計画・園内研修の手引き【改訂版】 ・ <u>在籍園にて作成した保育の指導案(日案)</u>
III	1月24日(火)	高知会館	2.5 h	・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) ・スマイル～輝くえがおと～【改訂版】 (高知県人権教育調査研究協議会)

※保育所保育指針解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説は所属に応じたものを毎回持参すること。

## ◇事前研修

★在籍園にて、P29を参照のうえ、保育の実践事例を作成し検討 → 研修 I に検討済の実践事例をコピーして5部持参

## ◆研修 I

9:00

9:15 9:30

11:00

12:30 13:30

15:55

16:30

受 付	オリエンテーション 開 会	《講義・演習》 子ども理解と 指導計画 【乳児保育①⑤ 1.5h】	《講義・演習》 保育実践事例を 用いて 【乳児保育②③④⑤ 1.5h】	昼 食	《講義・演習》 特別な配慮を必要とする子ども 高知大学教職大学院 教授 是永 かな子 【乳児保育②③④⑤ 2.2h】	《講義・演習》 乳児期からの 教育・保育 【乳児保育⑤ 0.8h】	レ ポ ー ト

## ◆研修 II【実践研修】

9:00

12:00 13:00

15:00

16:30

公開保育 (複数の職員参加の体制をとること) 【乳児保育②③ 3h】	昼 食	研究協議 (複数の職員参加の体制をとること) 【乳児保育②③④ 2h】	個別指導 (管理職1名の同席を含む) 【乳児保育②③④⑤ 1.5h】
--	--------	---	---

## 【提出物】

(研修前) 実践研修計画書(P10) : **4月22日(金)までに提出**

(研修日当日朝) 日案、個別の計画(月案コピー可)、高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年)のシート2(記載済のコピー)、実践研修の記録(P13)

★個別の計画は、実施月の「月間指導計画(個別)」に具体的な子どもの姿等を加筆したものでよい。

★個人情報保護のため、子どもの氏名等が見えないように工夫して提出すること。

(研修後) 日案(個別の計画含む)、実践研修の記録(P13) : **実施後10日以内に提出**

## ◆研修 III

9:00 9:30

12:00

受 付	《講義・演習》 乳幼児期からの人権教育 【乳児保育①② 2.5h】	レ ポ ー ト ・ 修 了 閉 会
--------	---	---

研 修 内 容
①乳児保育の意義 ②乳児保育の環境 ③乳児への適切な関わり ④乳児の発達に応じた保育内容 ⑤乳児保育の指導計画、記録及び評価

令和4年度「① 乳児保育」実践研修 計画書

市町村名 園 名  
 (TEL ・ FAX )

所属長名

「① 乳児保育」に係る園内研修等を、下記のとおり希望します。

訪問支援者

※幼保支援課記入欄

1 受講者名

\*担当は該当するものに○をつけ、その下に保育実践・担当クラスの年齢を記入する。

ふりがな 氏 名	年齢	保育者 経験年数	保育実践 クラス	担当			
				担任・担任以外	担任	加配	フリー
	歳	年	歳児	歳児	歳児		

2 実践研修の日程

**【希望日についての注意事項】**

- ・幼保支援アドバイザー等の指導による研修の日程(8/1～12/23までの1日間)を希望順に記入する。
- ・希望日はすべて異なる週の日とし、備考欄には同じ週で実践研修の実施可能な日を書き入れる。
- ・ブロック別研修会と兼ねる際は「\*園内研との重なり」欄に必ず○を記入する。

希望順	実践研修 希望日	*園内研との重なり	備考（希望日の週内の実践研修可能日）
記入例	8 月 5 日 （ 金 ）	○ブロック別研修	8/2（火）、8/3（水）、8/4（木）
第1希望	月 日 （ ）	ブロック別研修	
第2希望	月 日 （ ）	ブロック別研修	
第3希望	月 日 （ ）	ブロック別研修	

**【提出等についての注意事項】**

- ★ 実践研修日の決定は、本計画書を提出後、県幼保支援課が調整し、電話連絡の上、市町村を通じて文書にて通知する。
  - ★ 実践研修終了後は、県幼保支援課へ「日案、個別の計画」及び「実践研修の記録」の原本を1部、10日以内に提出（郵送）する。
- 郵送先：〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県教育委員会事務局幼保支援実践研修担当

※ 実践研修日の決定通知後、日程に変更が生じた場合、事前に必ず県幼保支援課に電話連絡を行い、相談の上で変更日を決定する。（後日P27 「実践研修変更報告書」を提出する。）

## 研修分野 ②幼児教育 ①教育・保育理論 実施要項

※太枠、色掛けは県幼保支援課主催

期日	場所	研修時間	持参物
I 9月6日(火)	高知会館	5.5h	<b>※写真入りの身分証明書</b> ・ 指導計画・園内研修の手引き〔改訂版〕（高知県教育委員会） ・ 保育の環境を撮った写真(L版1枚)程度 ※写真は子どもが遊んでいる場面を撮影したもの ・ 在籍園の長期・短期の指導計画
II 9月～12月 ※日程については 後日調整・連絡	受講者の在籍園	6h	・ 高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】（令和4年） ・ 指導計画・園内研修の手引き〔改訂版〕 ・ 在籍園にて作成した保育の指導案(日案)
III 1月24日(火)	高知会館	3.5h	・ 研修II【実践研修】で作成した日案をコピーしたもの3部 →12月28日メ切で提出したものと同じもの ・ 高知県保幼小接続期実践プラン（高知県教育委員会） ・ 指導計画・園内研修の手引き〔改訂版〕

※保育所保育指針解説、幼稚園教育要領解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説は所属に応じたものを毎回持参すること。

### ◆研修 I

9:00

9:15	9:30	10:30	12:00	13:10	15:10	16:30
受付	オリエンテーション	開 会	昼 食	レ ポ ー ト	レ ポ ー ト	レ ポ ー ト
	《講義・演習》 学級経営について 高知県幼保支援 スーパーバイザー 有田 尚美 【幼児教育①④ 1h】	《講義》 幼児理解と 指導計画 【幼児教育②③④ 1.5h】		《講義・演習》 発達の理解に基づく環境構成 【幼児教育②③④ 2h】	《講義・演習》 幼児期の教育・保育 について 【幼児教育④ 1h】	

### ◆研修 II【実践研修】

9:00

11:30	13:00	15:00	16:30
公開保育 (複数の職員参加の態勢をとること) 【幼児教育②③ 2.5h】	昼 食	研究協議 (複数の職員参加の態勢をとること) 【幼児教育②③④ 2h】	個別指導 (管理職1名の同席を含む) 【幼児教育②③④⑤ 1.5h】

#### 【提出物】

- (研修前) 実践研修計画(P10)： **4月22日(金)までに提出**
- (研修日当日朝)・日案(指導案)、高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年)シート2(記入済のコピー)、実践研修の記録(P13)
- (研修後) 日案(指導案)、実践研修の記録(P13)： **実施後10日以内に提出**

### ◆研修 III

12:45

13:00	15:00	16:30
受付	《グループ協議》 日案と保育実践の振り返り (日案活用) 【幼児教育③④ 2h】	修 了 レ ポ ー ト
	《講義・演習》 保幼小接続に ついて 【幼児教育①②⑤ 1.5h】	

研修内容
① 幼児教育の意義 ② 幼児教育の環境 ③ 幼児の発達に応じた保育内容 ④ 幼児教育の指導計画、記録及び評価 ⑤ 小学校との接続

**県幼保支援課へ郵送（締め切り4月22日(金)）**

令和4年度「② 幼児教育①教育・保育理論」実践研修 計画書

市町村名

園 名

(TEL

・FAX

)

所属長名

「② 幼児教育①教育・保育理論」に係る園内研修等を、下記のとおり希望します。

訪問支援者

※幼保支援課記入欄

1 受講者名

\*担当は該当するものに○をつけ、その下に保育実践・担当クラスの年齢を記入する。

ふりがな 氏 名	年齢	保育者 経験年数	保育実践 クラス	担当			
				担任・担任以外	担任	加配	フリー
	歳	年	歳児	歳児	歳児		

2 実践研修の日程

**【希望日についての注意事項】**

- ・幼保支援アドバイザー等の指導による研修の日程(9/1～12/23までの1日間)を希望順に記入する。
- ・希望日はすべて異なる週の日とし、備考欄には同じ週で実践研修の実施可能な日を書き入れる。
- ・ブロック別研修会と兼ねる際は「\*園内研との重なり」欄に必ず○を記入する。

希望順	実践研修 希望日	*園内研との重なり	備考（希望日の週内の実践研修可能日）
記入例	9月 6日（火）	○ブロック別研修	9/7（水）、9/8（木）、9/9（金）
第1希望	月 日（ ）	ブロック別研修	
第2希望	月 日（ ）	ブロック別研修	
第3希望	月 日（ ）	ブロック別研修	

**【提出物等についての注意事項】**

★ 実践研修日の決定は、本計画書を提出後、県幼保支援課が調整し、電話連絡の上、市町村を通じて文書にて通知する。

★ 実践研修終了後は、県幼保支援課へ「日案、個別の計画」及び「実践研修の記録」の原本を1部、10日以内に提出（郵送）する。

郵送先：〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県教育委員会事務局幼保支援課実践研修担当

※ 実践研修日の決定通知後、日程に変更が生じた場合、事前に必ず県幼保支援課に電話連絡を行い、相談の上で変更日を決定する。（後日P27「実践研修変更報告書」を提出する。）

## 【実践研修の記録】

※研修終了後、10日以内に本シートに「日案：乳児保育は個別の記録を含む」を添付し、県幼保支援課へ郵送すること。

選択分野を○で囲む

### 令和4年度 キャリアアップ研修 (①乳児保育、②幼児教育①教育・保育理論)

市町村名		園名	
受講者名	(ふりがな)	キャリアステージ	担当クラス
		基礎	( ) 歳児 ( ) 名
		中堅	その他 ( )

園内研修実施日	月 日 ( ) 天候 ( )
---------	----------------

公開保育・研究協議参加者	所属長 / 副所長・主任 / 保育士等 ( ) 名 計 ( ) 名
--------------	-----------------------------------

◆キャリアステージにおける資質・指導力チェックシートから見えてきた課題 【保育者育成指標の項目】	
---	--

◆自己の振り返り

〈成果〉	〈課題〉
------	------



〈課題解決に向かう具体的方法〉
-----------------

◆所属長の評価	※受講者の学びを受けて保育実践につながる評価をお願いします。
---------	--------------------------------

氏名	
----	--

--	--

提出先：県幼保支援課

# 【実践研修の記録】

※研修終了後、10日以内に本シートに指導計画「日案：乳児保育は個別の記録を含む」を添付し、県幼保支援課へ郵送すること。

選択分野を○で囲む

## 令和4年度 キャリアアップ研修 **①乳児保育**、②幼児教育 **①教育・保育理論**

太枠内は、園内研修実施日までに記入し、実施日にコピーを提出すること

市町村名	〇〇市	園名	
受講者名	(ふりがな) 〇〇 〇〇	キャリアステージ	担当クラス
	〇〇 〇〇	基礎 <b>中堅</b>	( 1 ) 歳児 ( 8 ) 名 その他 ( )
園内研修実施日	12月 1日 ( 木 ) 天候 ( 曇り )		
公開保育・研究協議参加者	<b>所属長</b> / <b>副所長・主任</b> / 保育士等 ( 5 ) 名 計 ( 7 ) 名		
◆キャリアステージにおける資質・指導力チェックシートから見えてきた課題【保育者育成指標の項目】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人一人の子どもの特性や発達、ねらい等に適した援助を行う力(援助)</li> <li>・ねらいに沿って指導を適切に展開し、改善する力(指導計画の作成と保育展開・評価)</li> </ul>		

### ◆自己の振り返り

<p>〈成果〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの園内研修の反省をもとに、昨日までの子どもの様子から育ちを考え、自然物に親しめる環境を作ったことで、落ち葉や枝を指さしたり手に取ったりして、自ら遊ぶとする子が多かった。</li> <li>・保育者も落ち着いて対応した成果だと思う。</li> </ul>	<p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や排泄など活動の移行では、子どもの行動を待てず、声を掛け過ぎるなど、思いに寄り添えていなかった。</li> <li>・子どもがじっくりと遊べる時間設定やコーナーづくりなど、できることを保育者同士一緒に考えていった。</li> </ul>
↓	
<p>〈課題解決に向かう具体的方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一人で安心しているときには見守るなど、子どもがじっくりと遊ぶことで満足感を感じられるように、手を出しすぎない援助やゆったりした時間設定を心がける。</li> <li>・保育者同士が連携してさりげなく誘いかけることで、トイレや手洗いの心地よさや自分でやりたくなるような気持ちが生まれるよう、生活面の援助は連携して丁寧に行う。</li> <li>・長期の目標や子どもの姿から立てたねらいを基に、柔軟性をもって保育展開するとともに、保育者が互いの意見を出し合って振り返り、反省・記録して翌日に反映する。</li> </ul>	

◆所属長の評価 ※受講者の学びを受けて保育実践につながる評価をお願いします。

氏名	

提出先: 県幼保支援課

	期 日	場 所	研修時間	持 参 物
I	【オンデマンド研修】 6月23日(木)～7月6日(水)		3h	
II	7月7日(木)	県民文化ホール (グリーン)	6h	<b>※写真入りの身分証明書</b> ・『様式A(個別の指導計画)』のコピーしたものを5部 ・『様式B(支援シート)』1部 ・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年)
III	9月1日(木)	県民文化ホール (グリーン)	6h	・『様式B(支援シート)』1部 →7月7日に事前提出したものと同一のもの ・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) ・プリンやヨーグルト等(1)、スプーン(1)、せんべい(5)

※保育所保育指針解説、幼稚園教育要領解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説は所属に応じたものを毎回持参すること。

◇持参物について

- ・P32を参照の上、P31『様式A(個別の指導計画)』およびP33『様式B(支援シート)』を作成する。
- ・受講者は、一人につき、1つの個別の指導計画および支援シートを書く。
- ・様式は幼保支援課のホームページからダウンロード可能。様式が園や市町村にある場合は、そちらで構わない。

◆研修I【オンデマンド研修】

- ★研修動画・研修資料は、県幼保支援課ホームページWeb研修に掲載されます。
- ※[オンデマンド視聴の手順について](目次前ページ)を参照。
- ★視聴後は、レポートを配信期間終了後の1週間以内に提出してください。

《講義・演習》 特別な配慮を必要とする子供について 高知大学教職大学院 教授 松本 秀彦  【障害児保育①②③④⑤ 3h】	レポ ー ト	研 修 内 容
		①障害の理解 ②障害児保育の環境 ③障害児の発達の援助 ④家庭及び関係機関との連携 ⑤障害児保育の指導計画、記録及び評価

◆研修II

9:15	9:45	10:00	12:45	13:45	14:45	16:15	16:45
受 付	オリ エン テー ション 開 会	《講義・演習》 特別支援教育の視点に 基づいた保育(行動分析)  田野病院 森下 誠也 【障害児保育①②③④⑤ 3h】	昼 食	《講義・演習》 発達障害等の理解と 記録について (様式A 個別の指導計画活用)  【障害児保育①②③④⑤ 1h】	《講義・演習》 特別支援教育の視点に 基づいた保育(援助の仕方)  高知県作業療法士会 【障害児保育①②③④⑤ 2h】	レポ ー ト	

◆研修III

9:15	9:45	11:45	12:45	14:45	16:15	16:45
受 付	《講義・演習》 医療的ケア児の理解に関すること NPO法人 地域ケアさぼーと研究所 下川 和洋 【障害児保育①②③④⑤ 2h】	昼 食	《講義・演習》 医療的ケア児の理解に関すること NPO 法人 地域ケアさぼーと研究所 下川 和洋 【障害児保育①②③④⑤ 2h】	《講義・演習》 支援の記録と小学校への 引継ぎについて (様式B 支援シート活用)  【障害児保育①②③④⑤ 2h】	閉 会 レ ポ ー ト ・ 修 了	

	期 日	場 所	研修 時間	持 参 物
I	【オンデマンド研修】 7月22日(金)～8月4日(木)		6 h	
II	8月30日(火)	県民文化ホール (グリーン)	3.5 h	※写真入りの身分証明書
III	9月27日(火)	県民文化ホール (グリーン)	5.5 h	・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年)

※保育所保育指針解説、幼稚園教育要領解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説は所属に応じたものを毎回持参すること。

◆研修 I 【オンデマンド研修】

★研修動画・研修資料は、県幼保支援課ホームページ「Web 研修」に掲載されます。

※ [オンデマンド視聴の手順について] (目次前ページ) を参照。

★視聴後は、レポートを配信期間終了後の1週間以内に提出してください。

<p>《講義1》 食育の内容と計画(保育所保育指針) 高知県立大学 教授 稲井 玲子</p> <p>【食育・アレルギー対応①②③④⑤ 2h】</p>	<p>《講義2》 食育計画の作成と活用 高知県立大学 教授 稲井 玲子</p> <p>【食育・アレルギー対応①②③④⑤ 4h】</p>	レポート
--	---	------

◆研修 II

	12:15	12:45	13:00	15:00	15:10	16:10	16:30
受付	オリエンテーション	《講義》 アレルギー疾患の理解とその対応 ・アレルギー疾患の理解 ・アナフィラキシーショックの理解と対応 (エピペンの使用方法を含む) 大西病院 院長 小倉 英郎	《講義》 アレルギー疾患への対応 ・保育所におけるアレルギー対応 ガイドラインの理解 高知市 保育幼稚園課				レポート
		【食育・アレルギー対応③ 2h】				【食育・アレルギー対応⑤ 1.5h】	

◆研修 III

	9:15	9:45	11:45	13:00	16:00	16:30
受付	《講義》 子ども一人一人に応じた食事の提供 ・保育所における食事提供ガイドラインの理解 高知学園大学 准教授 荒木 裕子 【食育・アレルギー対応②④⑤ 2h】	昼食	《講義・演習》 子どもの健康と食生活の意義 ・食事・献立・食事摂取基準 ・献立作成 高知学園大学 准教授 荒木 裕子 【食育・アレルギー対応①②③④ 3.5h】			閉会 レポート・修了

研修内容

- ①栄養に関する基礎知識
- ②食育計画の作成と活用
- ③アレルギー疾患の理解
- ④保育所における食事提供ガイドライン
- ⑤保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

	期 日	場 所	研修 時間	持 参 物
I	6月2日(木)	県民文化ホール (グリーン)	5.5h	※写真入りの身分証明書 ・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) (高知県教育委員会)
II	【オンデマンド研修】 7月12日(火)~7月25日(月)		3.5h	
III	8月2日(火)	県民文化ホール (グリーン)	6h	・在籍園の保健・安全に関する計画 1部(下記参照) ・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年)

※保育所保育指針解説、幼稚園教育要領解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説は所属に応じたものを毎回持参すること。

◇持参物について

<p>・研修Ⅲ(8月2日)に、在籍園の保健・安全に関する計画(以下参照)を1部必ず持参すること。</p> <p>【保育所】○保健計画 ・保育所保育指針『保健計画』(解説P301参照)</p> <p>【幼稚園・認定こども園】○学校保健計画 ○学校安全計画 ・幼稚園教育要領:『学校安全計画』(解説P89参照) ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領:『学校保健計画』『学校安全計画』(解説P316、P337参照)</p>
---

◆研修Ⅰ

9:15	9:45	10:00	12:00	13:00	16:15	16:30
受 付	オリエンテーション 開 会	<p>《講義》 安全管理・安全教育 ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 四條啜学園大学看護学部看護学科 准教授 佐藤寿哲 【保健計画・安全対策⑤ 2h】</p>	昼 食	<p>《講義・演習》 事故防止及び健康安全管理 ・事故とその予防 ・応急措置の実際 四條啜学園大学看護学部看護学科 准教授 佐藤寿哲 【保健計画・安全対策② 3.5h】</p>	レ ポ ー ト	

◆研修Ⅱ【オンデマンド研修】

<p>★研修動画・研修資料は、県幼保支援課ホームページWeb研修に掲載されます。 ※[オンデマンド視聴の手順](目次前ページ)を参照。 ★視聴後は、レポートを配信期間終了後の、1週間以内に提出してください。</p>	<p>《講義》 子供の疾病と対策・感染症予防対策 ・保育所における感染症対策ガイドラインの理解及び保育の現場において血液を介して感染する病気を予防するためのガイドラインの理解 四條啜学園大学看護学部看護学科 准教授 佐藤寿哲 【保健計画・安全対策③④ 3.5h】</p>	レ ポ ー ト
---	---	------------------

◆研修Ⅲ

9:15	9:45	11:45	12:45	16:15	16:45
受 付	<p>《講義》 子供の発達と保健計画 四條啜学園大学看護学部看護学科 准教授 佐藤寿哲 【保健計画・安全対策①②③④⑤ 2h】</p>	昼 食	<p>《演習》 保健計画の作成と活用 四條啜学園大学看護学部看護学科 准教授 佐藤寿哲 【保健計画・安全対策①②③④⑤ 4h】</p>	閉 会 レ ポ ー ト ・ 修 了	

研 修 内 容

- ①保健計画の作成と活用
- ②事故防止及び健康安全管理
- ③保育所における感染症対策ガイドライン
- ④保育の現場において血液を介して感染する病気を予防するためのガイドライン
- ⑤教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン

# 研修分野 ⑥保護者支援・子育て支援 ⑥保護者の支援・子育ての支援 実施要項

※太枠、色掛けは県幼保支援課主催

	期日	場所	研修時間	持参物
I	6月7日(火)	県民文化ホール (オレンジ)	5.5 h	<b>※写真入りの身分証明書</b> ・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) (高知県教育委員会) ・「家庭支援の計画と記録」の写し(園で作成している場合) 1部 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         *名前や生年月日等個人が特定される情報を抜くなど取り扱い                          扱いに注意すること                          *記録は複数ページある場合は1ページ分で可                     </div>
II	9月14日(水)	ふくし 交流プラザ	6h	・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) ・親育ち支援 年間研修計画 (年間に自園で行う親育ち支援に関する研修等の取組が分かるもの)
III	10月25日(火)	県民文化ホール (オレンジ)	3.5 h	

※保育所保育指針解説、幼稚園教育要領解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説は所属に応じたものを毎回持参すること。

## ◆研修 I

9:00

9:30

10:00

12:00

13:10

16:30

受付	オリエンテーション	《講義》 高知県における 家庭支援の取組等 【保護者支援・子育て 支援①②③④⑤ 0.5h】	《演習》 家庭支援の計画と記録の作 成、園内の支援体制づくり について 【保護者支援・子育て支援 ②③④ 2h】	昼食	《講義・演習》 家庭支援の在り方 保育園を考える親の会 代表 普光院 亜紀 【保護者支援・子育て支援①②③④⑤ 3h】	レポート
	開会					

## ◆研修 II

9:00 9:30

12:00

13:00

16:30

17:00

受付	《講義・演習》 保育所・幼稚園等における親育ち支援 ～支援の基本的な考え方と大切にしたいこと～ 長野県立大学 教授 太田 光洋 【保護者支援・子育て支援①②③⑤ 2.5h】	昼食	《講義・演習》 親育ち支援力を高める 長野県立大学 教授 太田 光洋 【保護者支援・子育て支援 ①②③⑤ 2h】	《講義・演習》 親育ち支援の研修計画に 基づいた情報交換 【保護者支援・子育て支援 ②⑤ 1.5h】	レポート

## ◆研修 III

13:00

13:30

14:30

16:30

17:00

研修内容
①保護者支援・子育て支援の意義
②保護者に対する相談・援助
③地域における子育て支援
④虐待予防
⑤関係機関との連携、地域、資源の活用

受付	《講義》 高知県の実態及び 関係機関との連携 について 【保護者支援・子育て支援 ④⑤ 1h】	《講義・演習》 児童虐待の防止につながる 支援の在り方 武庫川女子大学 教授 倉石 哲也 【保護者支援・子育て支援①②④⑤ 2.5h】	閉会・レポート・修了

## 研修分野 ⑧⑧ マネジメント 実施要項

	期 日	場 所	研 修 時 間	持 参 物
I	6月6日(月)	教育センター 大方高等学校 (遠隔)	5.5 h	<b>※写真入りの身分証明書</b> ・高知県保幼小接続期実践プラン(高知県教育委員会) ・スマイル〜輝くえがおと〜(改訂版)(令和3年)
II	7月29日(金)	教育センター	5.5 h	・高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) (高知県教育委員会) ・指導計画・園内研修の手引き【改訂版】(高知県教育委員会)
III	11月7日(月)	教育センター 大方高等学校 (遠隔)	5.5 h	・特別支援教育・障害児保育ガイドブック(高知県教育委員会)

※保育所保育指針解説、幼稚園教育要領解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説は所属に応じたものを毎回持参すること。

### ◆研修 I

8:30

	9:00	9:20	12:00	13:00	14:00	16:00
受付	オリエンテーション 開会	《講義》 乳幼児理解と主任保育士・幼稚園教頭等に求められるもの 非営利団体コドモノミカタ 代表理事 井桁 容子 【マネジメント②④ 2.5h】	昼食	《講義》 保育の動向と課題 【マネジメント① 1h】	《講義・演習》 人権教育と主任・教頭等の役割 【マネジメント①②③ 2h】	レポート

### ◆研修 II

9:00 9:20

	9:00	9:20	12:00	13:00	13:30	16:00
受付	《講義・演習》 園内研修の活性化 東京立正短期大学 准教授 鈴木 健史 【マネジメント②④⑤ 2.5h】	昼食	《講義》 ガイドライン について 【マネジメント④ 0.5h】	《講義・演習》 園組織マネジメントの概論と実践 【マネジメント①②③ 2.5h】	レポート	

### ◆研修 III

9:00

	9:20	12:00	13:00	14:00	16:00
受付	《講義》 親育ち支援について 高知県親育ち支援スーパーバイザー 佐藤 津矢子 【マネジメント②④ 2.5h】	昼食	《講義》 特別な配慮を要する 子どもの支援に ついて 高知県教育委員会 事務局特別支援教育課 【マネジメント②④ 1h】	《講義》 特別な配慮を要する 子どもへの支援 【マネジメント②④⑤ 2h】	修了レポート

研修内容
①マネジメントの理解
②リーダーシップ
③組織目標の設定
④人材育成
⑤働きやすい環境づくり



※対象者：保育所等の保育現場における実践経験の少ない者（保育士試験合格者等）または、長期間、保育所等で保育を行っていない者（潜在保育士等）

	期 日	場 所	研 修 時 間	持 参 物
I	8月23日(火)	春野 総合運動公園 体育館	3.5 h	※写真入りの身分証明書 ・室内で動きやすい服装 ・靴を入れる袋 ・記録をとるためのバインダー（研修会場に机はありません） ・上履き ・タオルや水分 等
II	9月12日(月)	高知会館	3h	・記録をとるためのバインダー （研修会場に机がない場合があります）
III	11月25日(金)	県民文化ホール (オレンジ)	3h	
IV	1月21日(土)	高知会館	5.5 h	

◆研修 I

12:50

		13:00	13:30		16:30
受 付	開 会 オ リ エン テー ション	《講義》 幼児期の運動指針	《演習》 身体を使った遊び		レ ポ ー ト
				【保育実践③⑤ 3.5h】	

◆研修 II

13:00 13:30

		13:00	13:30		16:30
受 付	《講義》 高知県の読書活動の 現状等 高知県教育委員会事務局 生涯学習課 【保育実践①④ 0.5h】	《講義・演習》 絵本の果たす役割			レ ポ ー ト
			白梅学園大学 教授 仲本 美央 【保育実践①④ 2.5h】		

◆研修 III

13:00 13:30

		13:00	13:30		16:30
受 付	《講義》 音楽表現について 【保育実践①④ 1h】	《講義・演習》 乳幼児期の発達と遊び			レ ポ ー ト
			東京家政大学 講師 前田 和代 【保育実践①④ 2h】		

◆研修 IV

9:00

		9:30	12:00	13:10		16:30
受 付	《講義・演習》 乳児保育と環境 まちの保育園六本木 園長 岩井 久美子 【保育実践①② 2.5h】	昼 食	《講義・演習》 保育者のまなざし			修 了 レ ポ ー ト 閉 会
				幼保連携型認定こども園おわた保育園 理事長 馬場 耕一郎 【保育実践①② 3h】		

研 修 内 容

- ①保育における環境構成
- ②子どもとの関わり方
- ③身体を使った遊び
- ④言葉・音楽を使った遊び
- ⑤物を使った遊び

	期 日	場 所	研 修 時 間	持 参 物
I	7月27日(水)	オーテピア	6 h	<p><b>※写真入りの身分証明書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年) (高知県教育委員会)</li> </ul>
II	8月3日(水)	教育センター	6 h	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県教育・保育の質向上ガイドライン【改訂版】(令和4年)</li> <li>高知県保幼小接続期実践プラン(平成30年) (高知県教育委員会)</li> </ul>
III	8月23日(火)	教育センター	3 h	

※保育所保育指針解説、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説は所属に応じたものを毎回持参すること。

◆研修Ⅰ

	9:00								16:10
	9:30		10:30	12:00	13:00		14:30	14:40	16:30
受 付	オリエンテーション	《講義》 国の教育政策や 世界の教育の動向  高知県教育委員会 幼保支援課	《講義》 教員としての子ども観、 教育観等についての省察  高知学園短期大学 教授 後田 紀子	昼 食	《講義》 幼児教育における見方・ 考え方と学力  高知学園短期大学 教授 後田 紀子	《講義》 子どもの発達に関する脳 科学、心理学等における最 新の知見  高知学園短期大学 教授 矢野 智恵			レ ポ ー ト

◆研修Ⅱ

	9:00	9:30							12:00	13:00				16:10	16:30
受 付	《講義・演習》 幼稚園教育要領等の改訂の動向等  高知学園短期大学 副学長 山下 文一			昼 食	《講義・演習》 幼稚園教育要領等の改訂の動向等  高知学園短期大学 副学長 山下 文一									レ ポ ー ト	

◆研修Ⅲ

	8:45														
	9:00		10:30	10:40		12:10	12:30								
受 付	《講義》 子どもの生活の変化を 踏まえた課題  高知学園大学 教授 吉村 斉		《講義》 幼児教育と小学校教育の 接続、学びの連続性につ いて  高知学園短期大学 副学長 山下 文一			レ ポ ー ト	閉 会 修 了								

### Ⅲ 様式

## 1. 欠席届

### 欠 席 届

高知県教育センター所長 様

下記の理由により、標記の研修を欠席します。

・研修名

令和4年度高知県キャリアアップ研修

研修分野( ) ( )

・日 程

( )月( )日を欠席します。

・欠席者 ( )

・理 由

( )

( )月( )日

所属名

所属長名

# 1. 欠席届

園 → 高知県教育センターへ FAXまたは郵送

\*各所属の様式でも可・下記の項目を含むものとする

## 欠 席 届

用紙サイズはA4・縦

高知県教育センター所長 様

下記の理由により、標記の研修を欠席します。

・研修名

令和4年度高知県キャリアアップ研修

研修分野 ( ① ) ( 乳児保育 )

・日 程

( ○ ) 月 ( ○ ) 日を欠席します。

・欠席者 ( ○○ ○○ )

・理 由

体調不良のため

( ○ ) 月 ( ○ ) 日

所属名 ○○保育所

所属長名 ○○ ○○

## 2. 氏名・住所変更届

### 変更届

高知県教育センター所長 様

標記の件につきまして、下記のとおり変更となりましたので提出します。

・変更内容 ( 氏名 ・ 住所 )

・研修名

令和4年度高知県キャリアアップ研修

研修分野( ) ( )

・職名 ( )

・ふりがな氏名 ( ) (旧姓: )

・郵便番号 (〒 )

・住所 ( )

( )月( )日

所属名

所属長名

## 2. 氏名・住所変更届

園 → 高知県教育センターへ 郵送

### 変更届

高知県教育センター所長 様

標記の件につきまして、下記のとおり変更となりましたので提出します。

どちらかを丸で囲む

・変更内容 ( 氏名 ・ 住所 )

・研修名

令和4年度高知県キャリアアップ研修

研修分野 ( ② ) ( 幼児教育 )

・職名 ( 保育士 )

・氏名 ( <sup>ふりがな</sup> ○○ ○○ ) 旧姓 ( △△ )

・郵便番号 ( 〒○○○-○○○○ )

・住所 ( ○○市○○12-34 )

( ○ ) 月 ( ○ ) 日

所属名 ○○保育所

所属長名 ○○ ○○

### 3. 実践研修変更報告書

#### 実践研修変更報告書

高知県教育委員会事務局幼保支援課長 様

下記の理由により、標記の研修実施日を変更しましたので、報告します。

・研修分野( ) ( )

・受講者名( )

・実践研修 実施日変更の理由

[ ]

#### 【変更事項】

	月 日	備 考
決定済みの実施予定日	月 日( )	指導・助言者 氏名
変更日	月 日( )	指導・助言者 氏名

※受講者ごとに作成する。

月 日

所属名

所属長名

### 3. 実践研修変更報告書

園 → 県幼保支援課へ FAXまたは郵送

実践研修日決定後に、日程の変更が生じた場合は、事前に『県幼保支援課』に電話連絡をするとともに、後日『実践研修変更報告書』を作成し、提出すること。

#### 実践研修変更報告書

高知県教育委員会事務局幼保支援課長 様

下記の理由により、標記の研修実施日を変更しましたので、報告します。

・研修分野( ① )( 乳児保育 )

・受講者名( ○○ ○○ )

・実践研修 実施日変更の理由

体調不良で、予定していた日程で実施できなかったため

#### 【変更事項】

	月 日	備 考
決定済みの実施予定日	○月 ○日(○)	指導・助言者 氏名 ○○ ○○
変更日	△月 △日(△)	指導・助言者 氏名 △△ △△

※受講者ごとに作成する。

○月○日

所属名 ○○保育所

所属長名 ○○ ○○

## 4.事例 様式例

- サイズは、A4 版用紙1ページ以内
- パソコン書きとする。
- 個人情報保護に留意をする。

園名( )  
( )歳児クラス  
男児( )名、女児( )名 計( )名  
氏名( )

タイトルをつける

「○○○○○」

時期：△月△日

これまでの様子

この事例につながったと思われる子どもの姿を書く。  
・周囲の子どもたちとの関係やこれまでの経験  
など

事例

保育の場面を振り返って保育者の心が動かされたことを書く。

- ・保育者が子どもの様子（子どもの動きや表情等）をどう捉えて、どのように関わったのか、具体的に書く。
- ・登場人物は、月齢（○歳△ヵ月）を記載し、イニシャルは使わず、登場順にA、B、C等とする。
- ・必要に応じて、図や写真、挿絵を入れてもよい。

考察

保育者が捉えた子どもの姿から気付いたこと、感じたこと、学んだことを書く。  
また、保育者の関わりや環境構成についても振り返る。

まとめ

これからこの子どもにどのようなまなざしを向け、どのように関わっていかうと思うかについて書く。

詳しくは、  
「指導計画・園内研修の手引き」  
P52～をご覧ください



## 5. 実践研修指導計画（日案） 様式例

- 様式は各園・所で作成している様式でもよい。ただし、ここに示している項目については全て記載すること
- 乳児クラス担当は、個別の記録を添付すること（週日案、月案のコピー可）

〇〇園 〇歳児 〇〇組 指導案

忘れずに記載する。

令和〇年 〇月〇日(〇)  
男児〇名 女児〇名 計〇名  
担任 〇〇 〇〇

複数担任の場合は、全員を記載する。

### 1. 子どもの姿と保育者の願い

- 最近の子どもの生活や遊びの様子
- 集団の育ちに関すること（幼児）
- 本日のねらい・内容に関する事柄
- 子どもたちの姿から、保育者がどのような願いをもって環境構成や援助をしているか

### 2. 今月のねらい

- 
- 

養護面と教育面の両方を記載する。

### 3. 本日のねらい(○)と内容(・)

- 
- ・
- 
- ・

・養護面と教育面の両方のねらいと内容を記載する。  
・混合保育の場合は、各年齢のねらいと内容を記載する。

### 4. 保育の展開

時刻	予想される子どもの姿	環境の構成	保育者の援助
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登園する。</li> </ul> <p>登園から降園までを記載する</p> <p>前日の子どもの姿から、翌日の子どもの姿を予想して記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○降園する。</li> </ul>		<p>本日のねらい・内容に基づいて環境と援助を記載する。 その際、<u>保育者の意図が分かるように、何のためにその環境や援助を行うのかも記載する。</u></p>

### 5. 評価・反省

### 6. 所属長の評価

公開保育後は、必ずこの項目を書いておく。

様式 A

個別の指導計画

作成日	年 月 日 ( )	記入者		評価計画		
氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日	診断等		
		クラス	歳児 組			
保護者の 願い			担任の願い			
専門家 からの助言						
	子どもの実態	考えられる背景・要因	長期・短期の目標	援助・指導方法(手立て・場)	子どもの変容	評価
生活習慣						
コミュニケーション 言葉						
遊び						
集団への参加 人との関わり						
その他						

- ★ 以下を留意して「個別の指導計画」を作成する。なお、様式については、組織的に作成・実践・評価する中で、表記や様式を工夫してもよい。
- ★ 第三者が見ても分かるよう、具体的に書くことを心がけ、切れない支援を行う。

### 個別の指導計画(作成上の留意点)

作成日	年 月 日 ( )	記入者	評価計画	どのくらいの期間で評価し、見直していくか。		
氏名	ふりがな	生年月日	年 月 日	診断等 発達上気になること、障害の種類、健康面・手先の動き、制限や制約など。		
保護者の 願い	クラス	年齢	組			
専門家 からの助 言	担任の願い					
生活習慣	子どもの実態	考えられる背景・要因	長期・短期の目標	援助・指導方法(手立て・場)	子どもの変容	評価
言葉	<p>身辺自立(排泄・食事・着脱・片付けなど)</p> <p>言語の様子(1語文・2語文など) 言語と行動のつながり・要求の言語化や表現方法 相手の言葉に対する理解・応答 1対1対応児の理解</p>	<p>子どもを主語にして、それぞれの場面の姿を具体的に記入する。 支援方法を明確にするために、必要に応じて、1人で取組が可能なことや難しいこと、<b>強みとなるプラス面も</b>明確に記入する。</p> <p>子どもの実態に記載した姿の背景・要因として考えられることを記入する。</p>	<p>どのような育ちを願うのか保育者の願いを、子どもの姿で具体的に記入する。 「〇〇しないなどの否定的な目標でなく、成功体験や「快」感覚の言語化を意識する。</p>	<p>保育者の立場でねらいを達成するために、どのような援助をどのような場面で行うか、<b>興味・関心に基づいた援助</b>など具体的に記入する。 評価も生かし、<b>次の援助や指導方法を付け加える。</b></p>	<p>援助を行った結果、どのような子どもの姿が見られたか具体的に記入する。 <b>どのような時にうまくいったかも記入する。</b></p>	
遊び	<p>好んで行う遊びや遊び方 ごだわり場面での様子・行動 衝動的な行動や不注意</p>	<p>感覚機能など 初めての場面での様子や行動 表情や姿勢(体の決まり方) など</p>				
人のかかわり グループへの参加	<p>グループでの活動への参加の仕方 集中できない時の行動の特徴 人とともに生活する喜びや楽しむ感覚 協力する態度や認め合う喜びの視点</p>	<p>グループ中での話の理解度・集中度・集中時間 模倣の様子 相手への理解や思いやり など</p>				<p>具体的な状況と援助を照らし合わせ評価をする。 評価を生かして次の<b>援助・指導を考え、該当欄に</b>リンクして付け加えていく。</p>
その他	<p>上記に当てはまらないこと。ケースによっては、家庭支援の内容も含めることができる。 効果的な指導にいくには、保護者の理解と協力を得られるよう説明することなど、家庭との連携が重要となる。</p>					

※ 計画の修正について：保育する中で得られた情報をもとに実態把握をさらに進め、修正していく。修正部分は取り消し線などで残し、その経緯や理由が分かることも大切。

様式B

支援シート

キャリアアップ研修【特別支援教育の視点に基づいた保育 事例編】

所属 ( ) 氏名 ( ) (保育経験 年)

年 齢	歳	ヶ月	性 別	男 ・ 女
保育歴	年	月	入園 ( 年目)	家族構成
加配有無	有 ・ 無		診断名	
保護者の状況 (子どもとの関わり)				
保育者の願い				
興味・関心				
得意なこと				
苦手なこと				
配慮や支援が必要な場面		支援	様 子	支援内容
生 活 面 身辺処理面	食事			
	排泄			
	衣服の着脱			
	移動			
	睡眠			
	危険認知			
	その他			
社 会 性 コミュニケーション	指示の理解			
	言葉による コミュニケーション			
	人との関わり方			
	集団参加			
	ルールの理解・遂行			
	感情のコントロール			
	注意の集中			
その他				
健 康 面 身体機能面	疾病・身体機能			
	見え方			
	聞こえ方			
	姿勢保持			
	粗大運動・微細運動			
	その他			
学 び の 基 盤	事物や場面の理解			
	文字への 興味関心	読むこと		
		書くこと		
	数の理解			
	描くこと			
その他				

キャリアアップ研修【特別支援教育の視点に基づいた保育事例編】

受講者名

受講者の保育経験年数

令和4年4月現在

所属( )

氏名( )

(保育経験 年)

年齢	3歳 5ヶ月		性別	<input type="checkbox"/> 男・女
保育歴	年 4月 入園		家族構成	父・母・兄・祖母
加配有無	<input type="checkbox"/> 有・無		診断名	診断名がついている場合のみ記入
保護者の状況 (子どもとの関わり)	子どもに対して、どのように関わっているのかを記入する			
保育者の願い	どのようにしてほしいか、その姿を記入する			
興味・関心				
得意なこと	具体的に分かりやすく記入する		子どもの特性に応じて、実際に行った支援に関してのみ記入する	
苦手なこと				
配慮や支援が必要な場面	支援	様子	支援内容	
生活面 身辺処理面	食事	<input type="radio"/>	野菜が食べられない。	無理強いをせず、量を加減する。
	排泄			
	衣服の着脱	<input type="radio"/>	着替えに時間がかかる。	手順表を使って確認しながら着替える。
	移動			
	睡眠	<input checked="" type="radio"/>	睡眠のリズムが乱れやすい。	医療機関に相談し、適切なアドバイスを受ける。
	危険認知	<input type="radio"/>	興味が湧くと周囲の状況に関係なく行動する。	極めて危険な行動は、不快な刺激で止めさせることも時には必要。
	その他			
社会性 コミュニケーション	指示の理解	<input type="radio"/>	言葉による指示だけでは理解が難しい。	視覚的な情報を添える。
	言葉による コミュニケーション	<input type="radio"/>	言葉だけでは成立しにくい。	具体物、絵や写真などを用いたり、具体的に分かりやすく、大切な点を簡潔に話すよう心がける。
	人との関わり方	<input checked="" type="radio"/>	一方的に話したり、トラブルになることがある。	場面場面で気持ちを代弁し、良いこと良くないことを理解させる。
	集団参加	<input type="radio"/>	避ける傾向が強い。	前もって行き先、その場での活動、見通しなどを伝えておく。
	ルールの理解・遂行	<input type="radio"/>	ルールのある遊びに入ることができない。	本人が分かりやすい単純なルールで参加できる場面を作る。
	感情のコントロール	<input type="radio"/>	気持ちの切り替えができず、次の活動に移れない。	予定表を示し、予告する。 折り合いの付け方を教える。
	注意の集中			
その他				
健康面 身体機能面	疾病・身体機能			
	見え方			
	聞こえ方			
	姿勢保持			
	粗大運動・微細運動			
	その他			
学びの 基盤	事物や場面の理解			
	文字への 興味関心	読むこと		
		書くこと		
	数の理解			
	描くこと			
その他				

様式A(支援シート)はA4用紙1枚にまとめる

\*参考資料【つながるノート→就学時引き継ぎシート(支援状況シート)】

## 高知県保育士等キャリアアップ研修 修了証再交付申請書

様

研修種別	
修了年	
ふりがな	
氏名 (自署又は記名押印)	印
生年月日	年 月 日
住所	〒
電話番号	

下記のとおり、修了証の再交付を申請します。(該当の□に☑チェックを入れてください。)

記

氏名変更

	変更前	変更後
氏 名		
変更年月日	年 月 日	

(添付書類)氏名変更を確認できる書類(戸籍抄本、運転免許証の写等)、修了証(原本)

紛失

(添付書類)本人確認書類(戸籍抄本、運転免許証の写等)

き損

(添付書類)修了証(原本)

【申請先】修了証の発行元に送付又は持参してください。

◆〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52 高知県教育委員会事務局幼保支援課  
電話：088-821-4881

◆〒781-5103 高知市大津乙 181 高知県教育センター  
電話：088-866-3894

※郵送希望の方は、返信用封筒(角2)を添付してください。

(送付先住所及び氏名を記載し、440円分の郵便切手を貼付。簡易書留で送付します。)

## IV 參考資料

# 幼稚園教諭等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(1号関係)

## 研修による技能の習得を通じた、 キャリアアップ

< 標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数 >  
 公定価格上の職員数  
 園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
 幼稚園教諭7人、事務職員2人  
 合計12人

新たな名称はすべて仮称

園長 < 平均勤続年数27年 >

副園長・教頭 < 平均勤続年数24年 >

主幹教諭 < 平均勤続年数19年 >

**新** 中核リーダー ライン職

**新** 専門リーダー スタッフ職

月額4万円の処遇改善 標準規模の園で3人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

【要件】  
 ア 経験年数概ね7年以上  
 イ 若手リーダーを経験  
 ウ マネジメント+3つ以上の分野の  
 研修を修了  
 エ 中核リーダーとしての発令

【要件】  
 ア 経験年数概ね7年以上  
 イ 若手リーダーを経験  
 ウ 4つ以上の分野の研修を修了  
 エ 専門リーダーとしての発令

**新** 若手リーダー

月額5千円の処遇改善 標準規模の園で2人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)

【要件】  
 ア 経験年数概ね3年以上  
 イ 担当する職務分野(左記 ~ など)の研修を修了  
 ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 < 平均勤続年数7年 >

## キャリアアップのための研修の 受講

都道府県・市町村、幼稚園団体、  
 大学等が実施する、保育者としての  
 資質向上のための既存の研修をキャ  
 リアアップに活用

### 【研修分野例】

教育・保育理論 保育実践  
 特別支援教育 食育・アレルギー  
 保健衛生・安全対策  
 保護者の支援・子育ての支援  
 小学校との接続 マネジメント  
 制度や政策の動向

研修修了の効力: 全国で有効  
 研修修了者が離職後再就職する場合:  
 以前の研修修了の効力は引き続き有効

研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可  
 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可  
 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可  
 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

# 保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

**研修による技能の習得により、  
キャリアアップができる仕組み  
を構築**

< 標準規模の保育園(定員90人)の職員数 >  
公定価格上の職員数  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、  
調理員等3人 合計17人

新たな名称はすべて仮称

**園長**  
< 平均勤続年数24年 >

**主任保育士**  
< 平均勤続年数21年 >

## 新 キャリアアップ研修の創設

以下の分野別に研修を体系化

### 【研修分野】

乳児保育 幼児教育  
障害児保育 食育・アレルギー  
保健衛生・安全対策  
保護者支援・子育て支援  
保育実践 マネジメント

研修の実施主体: 都道府県等

研修修了の効力: 全国で有効

研修修了者が離職後再就職  
する場合: 以前の研修修了の  
効力は引き続き有効

## 新 副主任保育士 ライン職

### 【要件】

ア 経験年数概ね7年以上  
イ 職務分野別リーダーを経験  
ウ マネジメント+3つ以上の分野  
の研修を修了  
エ 副主任保育士としての発令

## 新 専門リーダー スタッフ職

### 【要件】

ア 経験年数概ね7年以上  
イ 職務分野別リーダーを経験  
ウ 4つ以上の分野の研修を修了  
エ 専門リーダーとしての発令

**月額4万円の処遇改善** 標準規模の園で5人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

## 新 職務分野別リーダー

### 【要件】

ア 経験年数概ね3年以上  
イ 担当する職務分野(左記 ~ )の研修を修了  
ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー としての発令  
乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー 等  
同一分野について複数の職員に発令することも可能

**月額5千円の処遇改善** 標準規模の園で3人  
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

**保育士等** < 平均勤続年数8年 >

1. 一人当たりの処遇改善額及び対象者数については、各保育所等での人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、一定の要件の下で柔軟な運用を認めている。
2. 「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3及び1/5」とは、公定価格における職員数に基づき算出したものである。
3. 研修に係る加算要件については、研修の受講を促進し、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指すこととしている。  
(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度までに、研修の受講状況を踏まえ、2022年度からの必須化を判断)

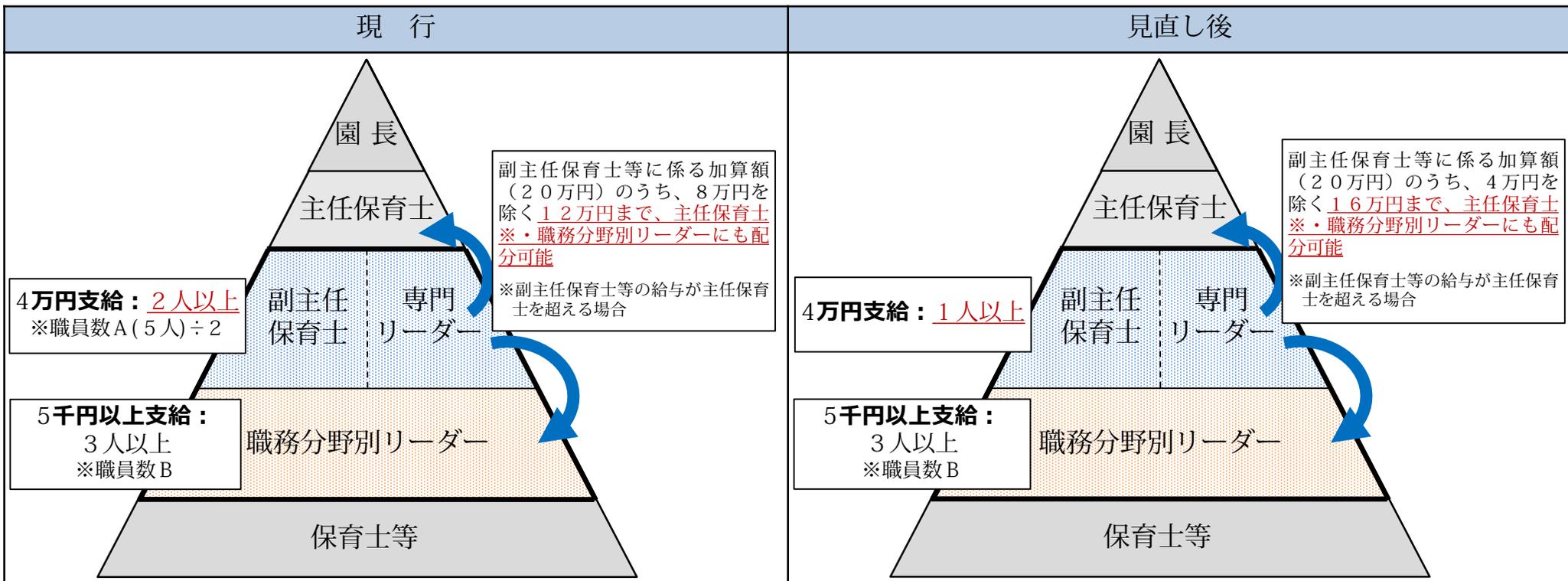
# 令和2年度における処遇改善等加算の運用の改善

- 各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じた柔軟な対応を可能とするため、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの要件について、加算額の配分方法の更なる柔軟化を図る。
- 事務負担等の軽減を図るため、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ共通で、賃金改善の算定起点となる基準年度を「加算当年度の前年度」とする。

## 処遇改善等加算Ⅱの加算額の配分方法の要件緩和

- 処遇改善等加算Ⅱのうち「副主任保育士等」に係る加算額については、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を一定数確保することを求めているが、各施設・事業所における人員配置や賃金体系に応じたより柔軟な対応を可能とするため、現行の「4万円の加算額の算定対象人数の1/2（端数切捨て）以上」を「1人以上」に緩和する。  
※「加算対象人数の1/2（端数切捨て）」がゼロとなる施設・事業所についてはゼロとする。

<定員90人（職員17人※）の保育所の場合のイメージ> ※園長1人、主任保育士1人、一般職員15人（保育士12人、調理員等3人）  
 4万円の算定対象人数(職員数A)：5人（一般職員数の1/3）、5千円の算定対象人数(職員数B)：3人（一般職員数の1/5）



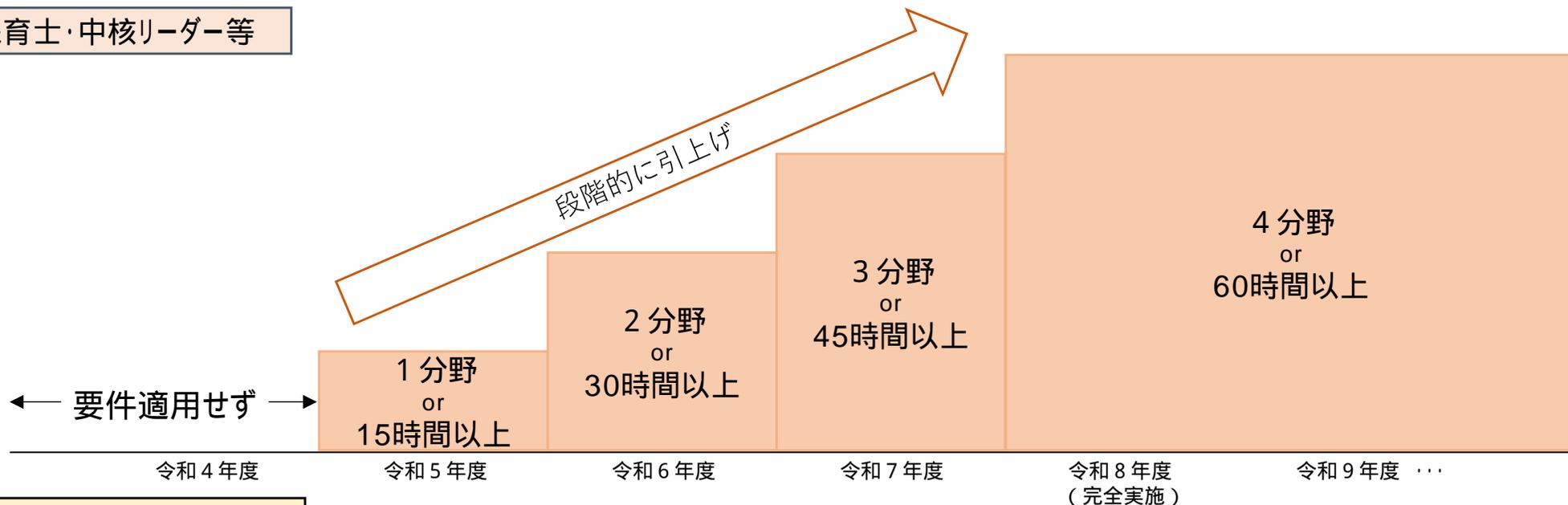
# 1. 研修修了要件の取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響下において、地方自治体の研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修修了要件の適用は行わない。

- 研修受講の重要性と円滑な要件の適用を考慮して、研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始年度とする。

副主任保育士・中核リーダー等については、初年度に求める研修修了数は1分野（15時間以上）とし、令和6年度以降、毎年度1分野（15時間以上）ずつ必要となる研修修了数を引き上げる。

## 副主任保育士・中核リーダー等



## 職務分野別リーダー・若手リーダー



副主任保育士等において月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、副主任保育士等に係る加算額を配分して賃金の改善を行う職務分野別リーダー等についても、令和6年度以降は、1分野（15時間）以上の研修修了が必要

改正後全文

府子本第197号  
元初幼教第8号  
子保発0624第1号  
令和元年6月24日

[最終改正] 府子本第897号  
3初幼教第11号  
子保発0902第1号  
令和3年9月2日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)

(公印省略)

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)

(公印省略)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

(公印省略)

厚生労働省子ども家庭局保育課長

(公印省略)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算 に係る研修修了要件について

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 について」(令和2年7月30日付け府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省子ども家庭局長連名通知。以下「処遇改善等加算通知」という。)の第5の2(1)ケ b・ bにおける処遇改善等加算 (以下「加算」という。)に係る「別に定める研修」及び第5の2(1)ケ(注4)における「別に定める」研修修了要件の適用時期について、下記のとおり定めたので、十分御了知の上、関係団体等の活用も含め研修の積極的な実施

をお願いする。

また、各都道府県においては、貴管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して遅滞なく周知を図られたい。

## 記

### ．各施設類型における研修内容について

#### 1 保育所及び地域型保育事業所

##### （1）実施主体

実施主体は以下の者とする。

##### 都道府県

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の6による指定を受けた機関（市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）

##### （2）研修内容

##### ア 専門分野別研修

乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援の6分野とし、それぞれの研修内容については、ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において、対応する分野毎に定める「ねらい」及び「内容」を満たすものとする。

また、研修時間は各分野15時間以上とする。

##### イ マネジメント研修

ガイドラインの別添1「分野別リーダー研修の内容」において定めるマネジメント分野の「ねらい」及び「内容」を満たすものとし、研修時間は15時間以上とする。

##### （3）対象者及び修了すべき研修分野

##### ア 副主任保育士

専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修

##### イ 専門リーダー

専門分野別研修のうちの4以上の研修分野

##### ウ 職務分野別リーダー

専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野

幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習のうち、都道府県が専門分野別研修の各研修分野として適当と認める研修を修了し、それらを複数組み合わせ1つ

の分野の修了時間が計15時間以上に達した場合には、当該研修分野に係る専門分野別研修を修了したとみなすことができる。

#### (4) 保育所等における園内研修の取扱いについて

保育所及び地域型保育事業所(以下「保育所等」という。)が企画・実施する園内における研修(以下「保育所等における園内研修」という。)については、保育所等における園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が、その内容及び研修時間について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、当該保育所等における園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。

- ・研修の講師が、(5)に定める研修の講師であること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、(2)に定める研修分野が設定されているとともにその内容が(2)に沿ったものとなっていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所等において研修修了の証明が可能であること。

#### (5) 実施方法等

研修の実施に当たっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。なお、eラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究(平成30年度厚生労働省委託事業)を参考にすること。

さらに、研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

#### (6) その他

ア (1)から(5)に定めるほか、研修の実施に当たって必要な事項は、ガイドラインに定めるとおりとする。

イ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、認定を行う都道府県、指定都市、中核市又は都道府県知事との協議により処遇改善等加算通知に基づく事務を行うこととする市町村(以下「加算認定自治体」という。)において、加算の申請を行う施設・事業所からガイドラインの5(1)に定める修了証の写しを提出させること等により、加算の対象職員(以下「加算対象職員」という。)が研修を修了していることを適切に確認することを想定している。

また、ガイドラインの5(3)のとおり、修了証については、修了した研修が実施された都道府県以外の都道府県においても効力を有するものであること。

## 2 幼稚園

### (1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

都道府県又は市町村（教育委員会を含む。）

幼稚園関係団体又は認定こども園関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者

大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。）

その他都道府県が適当と認めた者

園内における研修を企画・実施する幼稚園又は認定こども園

なお、又は に基づき、管内に所在する施設の加算に係る研修の実施主体として適当な者と認めるに当たっては、都道府県は、実施者からの申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・これまで幼稚園教諭又は保育教諭等に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ・実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- ・研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

また、 に基づき、各園が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修」という。）を加算に係る研修と認めるに当たっては、加算認定自治体は、幼稚園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると、若しくは が認める者又は に所属する者を講師として行うものであること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

## （２）研修内容

（１）に定める実施主体が実施する研修であって、幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものとする。なお、加算認定自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要である。

また、中核リーダーについては、（３）に定める時間数のマネジメント分野に係る研修（カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。）を受講すること。

## （３）対象者及び修了すべき研修時間

ア 中核リーダー及び専門リーダー

合計60時間以上（ただし、中核リーダーについては、15時間以上のマネジメント分野に係る研修を含む。また、園内研修については、15時間以内の範囲で

含めることができる。)

イ 若手リーダー

合計15時間以上(担当する職務分野に対応する研修を含む。園内研修については、4時間以内の範囲で含めることができる。)

(4) その他

ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。

イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつつ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目した研修やテーマ別の研修、都道府県が適当と認めた者が行う研修、免許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修及び園内研修など、各加算対象職員が受講した多様な研修の修了状況を把握し、加算対象職員の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。

ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算認定自治体において、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させること等により、加算対象職員が本通知に定める研修を受講していることを適切に確認することを想定している。

また、加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、他の加算認定自治体においても引き続き効力を有するものとして取り扱うこと。

なお、(1) 又は に定める実施主体が実施する研修に関して、加算に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が、当該証明を発行した者を研修実施主体として認めていない都道府県又は当該都道府県の管内の加算認定自治体に提出された場合についても、加算に係る研修を修了したことを加算認定自治体において確認することにより、効力を有するものとして取り扱うことが可能であること。

エ 保育士等キャリアアップ研修(乳児保育分野その他の保育所等に係る内容に特化した研修及び保育実践研修を除く。)については、本項に定める研修に含まれるものであり、本項の研修修了要件を満たすものとして取り扱う<sup>(注)</sup>こと。

ただし、マネジメント研修は中核リーダーに限り有効であること。

(注)各分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数を加算に係る研修の修了時間として算入することが可能であること。

3 認定こども園

(1) 実施主体

実施主体は以下の者とする。

都道府県又は市町村(教育委員会を含む。)

認定こども園関係団体、幼稚園関係団体又は保育関係団体のうち、都道府県が適当と認めた者

大学等(大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関若しくは免許状更新講

習開設者又は独立行政法人教職員支援機構若しくは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所をいう。)

その他都道府県が適当と認めた者

園内における研修を企画・実施する認定こども園又は幼稚園

なお、又はに基づき、管内に所在する施設の加算に係る研修の実施主体として適当な者と認めるに当たっては、都道府県は、実施者からの申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士等に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- ・実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- ・研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

また、に基づき、園内研修を加算に係る研修と認めるに当たっては、加算認定自治体は、認定こども園からの加算の申請に基づき、以下の要件を満たしているか確認を行うこと。

- ・研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると、若しくはが認める者又はに属する者を講師として行うものであること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、各園において研修修了の証明が可能であること。

## (2) 研修内容

(1)に定める実施主体が実施する研修であって、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたもの<sup>(注)</sup>とする。なお、加算認定自治体が個別の研修についてあらかじめ認定を行うことは不要である。

(注) 認定こども園に勤務する加算対象職員であれば、担当する子どもの認定区分(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項各号に掲げる就学前子どもの区分)や幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況にかかわらず差異はないこと。

また、中核リーダーについては、(3)に定める時間数のマネジメント分野に係る研修(カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営、教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修をいう。)を受講すること。

## (3) 対象者及び修了すべき研修時間

ア 中核リーダー及び専門リーダー

合計60時間以上(ただし、中核リーダーについては、15時間以上のマネジメント分野に係る研修を含む。また、園内研修については、15時間以内の範囲で含

めることができる。)

イ 若手リーダー

合計15時間以上（園内研修については、4時間以内の範囲で含めることができる。)

(4) その他

ア 個別の研修の受講歴については、職員個人が管理することを基本とする。

イ 加算の申請を行う施設においては、研修に係る要件の必須化後を見据えつつ、幼児教育センター、教育委員会等が行う経験年数や園内の役割に着目した研修やテーマ別の研修、都道府県が適当と認めた者が行う研修、免許状更新講習、免許法認定講習、都道府県等が行う保育士向けの研修及び園内研修など、各加算対象職員が受講した多様な研修の修了状況を把握し、加算対象職員の発令の種類に応じた研修受講歴の一覧化を行うこと。

ウ 研修に係る要件の必須化後は、加算の認定に当たっては、加算認定自治体において、加算の申請を行う施設から各職員の研修受講歴の一覧を提出させる等により、加算対象職員が研修を修了していることを適切に確認することを想定していること。

また、加算認定自治体により加算に係る研修を修了していることが確認された研修修了の証明については、他の加算認定自治体においても引き続き効力を有するものとして取り扱うこと。

なお、(1) 又は に定める実施主体が実施する研修に関して、加算に係る研修を修了していることの確認を受けていない研修修了の証明が、当該証明を発行した者を研修実施主体として認めていない都道府県又は当該都道府県の管内の加算認定自治体に提出された場合についても、加算に係る研修を修了したことを加算認定自治体において確認することにより、効力を有するものとして取り扱うことが可能であること。

エ 保育士等キャリアアップ研修(保育実践研修を除く。)については、本項に定める研修に含まれるものであり、本項の研修修了要件を満たすものとして取り扱う<sup>(注)</sup>こと。ただし、マネジメント研修は中核リーダーに限り有効であること。

(注) 各分野15時間を修了する必要はなく、受講した時間数を加算に係る研修の修了時間として算入することが可能であること。

・研修修了要件の適用時期について

(1) 副主任保育士、中核リーダー及び専門リーダー

1(3)ア若しくはイ、2(3)ア又は3(3)アに定める研修修了要件については、令和8年度から適用することとし、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修は以下のとおりとすること。

- ・令和4年度までの間は研修修了要件を適用しない。
- ・令和5年度は、1(3)ア又はイのうち1以上の研修分野、2(3)ア

- 又は 3(3)アのうち15時間以上の研修を修了すること。
- ・令和6年度は、1(3)ア又はイのうち2以上の研修分野、2(3)ア又は3(3)アのうち30時間以上の研修を修了すること。
- ・令和7年度は、1(3)ア又はイのうち3以上の研修分野、2(3)ア又は3(3)アのうち45時間以上の研修を修了すること。

(2) 職務分野別リーダー及び若手リーダー

1(3)ウ、2(3)イ又は3(3)イに定める研修修了要件については、令和6年度から適用することとし、令和5年度までの間は研修修了要件を適用しない。

なお、処遇改善等加算通知の第5の2の(1)コ ただし書により、副主任保育士、中核リーダー又は専門リーダーにおいて月額4万円の改善を行う者を1人以上確保したうえで、加算 - に係る賃金の改善を行う職務分野別リーダー又は若手リーダーについても、令和6年度以降は、1(3)ウ、2(3)イ又は3(3)イに定める研修修了要件を満たす必要があること。

・研修実施主体に係る経過措置について

(1) 令和3年度までの間は、2(1) 及び 並びに 3(1) 及び については、「都道府県」とあるのを「加算認定自治体」と読み替えるものとする。

(2) 令和3年度までに都道府県以外の加算認定自治体が研修の実施主体として適当と認められた者については、令和4年度以降において、当該加算認定自治体が所在する都道府県から研修の実施主体として認められていない場合、引き続き、当該加算認定自治体に所在する幼稚園又は認定こども園の加算に係る研修の実施主体としてのみ適当と認められた者として扱うこと。この場合において、当該実施主体が発行した研修修了の証明について、2(4)ウなお書き及び3(4)ウなお書きの取扱いを妨げるものではないこと。なお、当該都道府県が研修の実施主体として適当な者と認められた場合は、2(1) 若しくは 又は 3(1) 若しくは の取扱いとなること。

・平成30年度以前に受講した研修の取扱いについて

平成30年度以前に受講した研修については、加算認定自治体において、 に定める研修と内容が同等であると認められ、研修の受講が適切に確認できる場合に限り、要件を満たすものとして差し支えない。

・幼稚園又は認定こども園に勤務していた者が、保育所又は地域型保育事業所に勤務することになり、 に定める研修を受講していない場合の取扱いについて

(1) 加算認定自治体が、2(2)又は3(2)に定める研修を、それぞれ2(3)ア又は3(3)アに定める時間以上受講していることを確認できる場合、1(3)ア及びイに定める研修に係る要件を満たすものとする。

ただし、加算認定自治体において、当該者の研修受講計画を確認するなど、できるだけ速やかに 1(3)ア及びイに定める研修を受講することを促すこと。

- (2) 加算認定自治体が、 2(2)又は 3(2)に定める研修を、それぞれ 2(3)イ又は 3(3)イに定める時間以上受講していることを確認できる場合、 1(3)ウに定める研修に係る要件を満たすものとする。

ただし、加算認定自治体において、当該者の研修受講計画を確認するなど、できるだけ速やかに 1(3)ウに定める研修を受講することを促すこと。

#### ・その他

加算認定自治体は、本通知に定めた研修修了要件も踏まえ、関係団体の行う研修はもとより、幼稚園教諭免許状に係る免許状更新講習や免許法認定講習の制度にも御理解の上、これらを加算における研修の実施主体、研修内容等として適切に取り扱い、幼稚園教諭、保育教諭等の負担軽減への配慮を促進されたい。

雇児保発0401第1号  
平成29年4月1日  
一部改正 子保発0624第3号  
令和元年6月24日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 保育士等キャリアアップ研修の実施について

保育士は、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性の向上を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第1項では、「児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない」とこととされており、同条第2項では、「児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない」とこととされているところです。

近年、子どもや子育てを取り巻く環境が変化し、保育所に求められる役割も多様化・複雑化する中で、保育士には、より高度な専門性が求められるようになっており、日々の保育士としての業務に加え、各種の研修機会の充実によって、その専門性を向上させていくことが重要となっています。

現在、保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るための研修機会の充実が特に重要な課題となっています。

今般、公示を行った保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）では、「保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない」とことが盛り込まれたところです。

また、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく特定教育・保育等

に要する費用の額の算定において、平成 29 年度より、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算が創設されますが、今後、当該加算の要件に研修の受講が課されることとなっています。（平成 29 年度は研修要件を課さず、平成 30 年度以降は職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。）

これらを踏まえ、今般、保育現場におけるリーダー的職員等に対する研修内容や研修の実施方法等について、別紙のとおり、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」を定めましたので、通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 保育士等キャリアアップ研修ガイドライン

### 1 目的

本ガイドラインは、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修である「保育士等キャリアアップ研修」（以下「研修」という。）について、一定の水準を確保するために必要な事項を定めるものである。

### 2 実施主体

研修の実施主体は、都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関（市町村（特別区を含む。）、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。）とする。

### 3 研修内容等

#### (1) 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修とし、それぞれの研修の対象者は次のとおりとする。

ア 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）

保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

イ マネジメント研修

アの分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

ウ 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

#### (2) 研修内容

研修内容は、別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものでなければならない。

#### (3) 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上とする。

なお、7（6）に定める園内研修を受講する場合は、1分野最大4時間の研修時間が短縮される。

#### (4) 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識

及び経験を有すると都道府県知事が認める者とする。

#### (5) 実施方法

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。また、eラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究(平成30年度厚生労働省委託事業)を参考にすること。

### 4 研修修了の評価

研修修了の評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。なお、7(6)に定める園内研修の場合は、園内研修修了の証明で受講を確認するとともに、園内研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

受講者が提出するレポートには、研修で学んだことや理解したこと、自らが担うこととなる保育内容と関連付け、今後、役に立つこと等を記載することを想定しており、レポート自体に理解度の評価(判定)を行って、修了の可否を決定することまでは想定していないことに留意すること。

なお、研修の受講において、都道府県又は研修実施機関の指示に従わないなど、受講者の態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、修了の評価を行わないことができるものとする。

### 5 研修修了の情報管理

#### (1) 修了証の交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、様式第1号による修了証を交付するものとする。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

#### (2) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号(2桁) - 修了証の発行年(2桁(西暦の下2桁)) - 研修指定番号(3桁) - 番号(5桁)」の12桁とする。研修指定番号は、指定を行った研修実施機関の番号(2桁)(都道府県が実施する研修は「01」とする。)と研修種別番号(1桁)の3桁の番号とする。なお、「都道府県番号」及び「研修種別番号」は別添2のとおりとする。

(例)

平成29年(2017年)に北海道が実施する乳児保育の研修を修了した者の最初の修了書番号: 011701100001

### (3) 修了証の効力

修了証については、修了した研修が実施された会場の所在地の都道府県以外の都道府県においても効力を有するものとする。

### (4) 研修修了者の情報管理

研修を実施した後、研修修了者に関する情報を記録し、管理する仕組みとすることにより、身に付けた知識及び技能を客観的に評価できるようにすることが重要であるため、都道府県及び研修実施機関は、次のとおり、研修修了者の情報管理を行うものとする。

#### ア 研修修了者名簿の作成

都道府県及び研修実施機関は、受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握することとし、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成する。なお、都道府県は、研修実施機関が実施した研修の修了者の情報については、研修実施機関に対して、事業実績報告として、研修修了者名簿の提出を求めるとともに、当該名簿に研修実施機関の名称・所在地・連絡先を記載するものとする。

#### イ 情報の取扱い

研修を実施する上で、知り得た個人情報の取扱いについては、十分に留意しなければならない。研修修了者が受講した研修が実施された会場の所在する都道府県以外の都道府県で勤務する場合、都道府県間で研修修了者の情報を共有することにより、当該情報の確認が円滑となることから、都道府県及び研修実施機関は、他の都道府県及び市町村にアで定める①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、本人から同意を得るものとする。

### (5) 修了証の再交付

都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うものとする。

## 6 研修実施機関の指定手続き

都道府県が研修実施機関の指定を行う際の取扱いは次のとおりとする。

### (1) 指定申請

研修の指定は、研修実施機関からの申請に基づき行うものとし、研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に対し、研修実施予定日の2か月前までに様式第2号による申請書を提出しなければならない。

### (2) 都道府県による指定

(1)による申請を受けた都道府県は、申請内容が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たした研修を適切に実施できるものと認める場合、様式第3号による指定通知書により、指定を行うものとする。

### (3) 指定の効力

(2) による指定については、指定を行った年度のみ効力を有する。ただし、研修実施機関が指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、様式第4号による指定内容更新届出書を提出することにより、当該研修に対する指定は、引き続き、効力を有するものとする。なお、当該届出書に記載された研修が本ガイドラインの3から5までに定める内容を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

## 7 その他

- (1) 都道府県が研修を実施する場合、都道府県が適当と認める団体に研修の全部又は一部を委託することができるものとし、研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。
- (2) 都道府県は、指定又は委託を行う場合、研修を実施しようとする者について、次の点に留意するものとする。
  - ア 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること
  - イ 研修事業の経理が他の経理と区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること
- (3) 都道府県は、研修の実施について、管内市町村及び関係団体等と十分な連携を図るとともに、受講ニーズに対応できるよう、研修実施体制の整備に努めなければならない。研修実施体制の整備にあたっては、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮するものとする。
- (4) 都道府県及び研修実施機関は、研修の定員に3(1)に定める研修の対象者の受講希望者の数が満たない場合、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。
- (5) 都道府県は、本ガイドラインに基づく研修について、委託又は指定を行ったものも含め、ホームページへの掲載等により、保育所等及び研修の対象者に周知を行うこととする。
- (6) 保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修」という。）の取扱いについて、園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が、その内容及び研修時間について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。
  - ・研修の講師が、本ガイドラインに定める研修の講師であること。
  - ・研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、本ガイドラインに定める研修分野が設定されているとともにその内容が本ガイドラインに沿ったものとなっていること。
  - ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所及び地域型保育事業所において研修修了の証明が可能であること。

## 分野別リーダー研修の内容

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
乳児保育 （主に0歳から3歳未満児向けの保育内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>乳児保育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養い、他の保育士等に乳児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乳児保育の意義</li> <li>○乳児保育の環境</li> <li>○乳児への適切な関わり</li> <li>○乳児の発達に応じた保育内容</li> <li>○乳児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児保育の役割と機能</li> <li>・乳児保育の現状と課題</li> <li>・乳児保育における安全な環境</li> <li>・乳児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>・他職種との協働</li> <li>・乳児保育における配慮事項</li> <li>・乳児保育における保育者の関わり</li> <li>・乳児保育における生活習慣の援助や関わり</li> <li>・保育所保育指針について</li> <li>・乳児の発達と保育内容</li> <li>・1歳以上3歳未満児の発達と保育内容</li> <li>・全体的な計画に基づく指導計画の作成</li> <li>・観察を通しての記録及び評価</li> <li>・評価の理解及び取組</li> </ul>
幼児教育 （主に3歳以上児向けの保育内容）	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を構成し、個々の子どもの発達の状態に応じた幼児教育を行う力を養い、他の保育士等に幼児教育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育の意義</li> <li>○幼児教育の環境</li> <li>○幼児の発達に応じた保育内容</li> <li>○幼児教育の指導計画、記録及び評価</li> <li>○小学校との接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育の役割と機能</li> <li>・幼児教育の現状と課題</li> <li>・幼児教育と児童福祉の関連性</li> <li>・幼児期にふさわしい生活</li> <li>・遊びを通しての総合的な指導</li> <li>・一人一人の発達の特性に応じた指導</li> <li>・他職種との協働</li> <li>・保育所保育指針について</li> <li>・資質と能力を育むための保育内容</li> <li>・個々の子どもの発達の状況に応じた幼児教育</li> <li>・全体的な計画に基づく指導計画の作成</li> <li>・観察を通しての記録及び評価</li> <li>・評価の理解及び取組</li> <li>・小学校教育との接続</li> <li>・アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの理解</li> <li>・保育所児童保育要録</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
障害児保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児保育に関する理解を深め、適切な障害児保育を計画し、個々の子どもの発達の状態に応じた障害児保育を行う力を養い、他の保育士等に障害児保育に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の理解</li> <li>○障害児保育の環境</li> <li>○障害児の発達の援助</li> <li>○家庭及び関係機関との連携</li> <li>○障害児保育の指導計画、記録及び評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子どもの理解</li> <li>・医療的ケア児の理解</li> <li>・合理的配慮に関する理解</li> <li>・障害児保育に関する現状と課題</li> <li>・障害児保育における個々の発達を促す生活と遊びの環境</li> <li>・障害のある子どもと保育者との関わり</li> <li>・障害のある子どもと他の子どもとの関わり</li> <li>・他職種との協働</li> <li>・障害のある子どもの発達と援助</li> <li>・保護者や家族に対する理解と支援</li> <li>・地域の専門機関等との連携及び個別の支援計画の作成</li> <li>・小学校等との連携</li> <li>・全体的な計画に基づく指導計画の作成と観察・記録</li> <li>・個別指導計画作成の留意点</li> <li>・障害児保育の評価</li> </ul>
食育・アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育に関する理解を深め、適切に食育計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>アレルギー対応に関する理解を深め、適切にアレルギー対応を行うことができる力を養う。</li> <li>他の保育士等に食育・アレルギー対応に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養に関する基礎知識</li> <li>○食育計画の作成と活用</li> <li>○アレルギー疾患の理解</li> <li>○保育所における食事の提供ガイドライン</li> <li>○保育所におけるアレルギー対応ガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能</li> <li>・食事摂取基準と献立作成・調理の基本</li> <li>・衛生管理の理解と対応</li> <li>・食育の理解と計画及び評価</li> <li>・食育のための環境（他職種との協働等）</li> <li>・食生活指導及び食を通じた保護者への支援</li> <li>・第三次食育推進基本計画</li> <li>・アレルギー疾患の理解</li> <li>・食物アレルギーのある子どもへの対応</li> <li>・保育所における食事の提供ガイドラインの理解</li> <li>・食事の提供における質の向上</li> <li>・保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの理解</li> <li>・アナフィラキシーショック（エピペンの使用方法を含む。）の理解と対応</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保健衛生・安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。</li> <li>安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。</li> <li>他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健計画の作成と活用</li> <li>○事故防止及び健康安全管理</li> <li>○保育所における感染症対策ガイドライン</li> <li>○保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン</li> <li>○教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成</li> <li>保健活動の記録と評価</li> <li>個別的な配慮を必要とする子どもへの対応（慢性疾患等）</li> <li>事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組</li> <li>体調不良や傷害が発生した場合の対応</li> <li>救急処置及び救急蘇生法の習得</li> <li>災害への備えと危機管理</li> <li>他職種との協働</li> <li>保育所における感染症対策ガイドラインの理解</li> <li>保育所における感染症の対策と登園時の対応</li> <li>保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解</li> <li>保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応</li> <li>教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解</li> <li>安全な環境づくりと安全の確認方法</li> </ul>
保護者支援・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者支援・子育て支援に関する理解を深め、適切な支援を行うことができる力を養い、他の保育士等に保護者支援・子育て支援に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者支援・子育て支援の意義</li> <li>○保護者に対する相談援助</li> <li>○地域における子育て支援</li> <li>○虐待予防</li> <li>○関係機関との連携、地域資源の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者支援・子育て支援の役割と機能</li> <li>保護者支援・子育て支援の現状と課題</li> <li>保育所の特性を活かした支援</li> <li>保護者の養育力の向上につながる支援</li> <li>保護者に対する相談援助の方法と技術</li> <li>保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価</li> <li>社会資源</li> <li>地域の子育て家庭への支援</li> <li>保護者支援における面接技法</li> <li>虐待の予防と対応等</li> <li>虐待の事例分析</li> <li>保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携</li> <li>保護者支援・子育て支援における地域資源の活用</li> <li>「子どもの貧困」に関する対応</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場に求められる役割と知識を理解し、自園の円滑な運営と保育の質を高めるために必要なマネジメント・リーダーシップの能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マネジメントの理解</li> <li>○リーダーシップ</li> <li>○組織目標の設定</li> <li>○人材育成</li> <li>○働きやすい環境づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織マネジメントの理解</li> <li>保育所におけるマネジメントの現状と課題</li> <li>関係法令、制度及び保育指針等についての理解</li> <li>他専門機関との連携・協働</li> <li>保育所におけるリーダーシップの理解</li> <li>職員への助言・指導</li> <li>他職種との協働</li> <li>組織における課題の抽出及び解決策の検討</li> <li>組織目標の設定と進捗管理</li> <li>職員の資質向上</li> <li>施設内研修の考え方と実践</li> <li>保育実習への対応</li> <li>雇用管理</li> <li>ICTの活用</li> <li>職員のメンタルヘルス対策</li> </ul>

分野	ねらい	内容	具体的な研修内容（例）
保育実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもに対する理解を深め、保育者が主体的に様々な遊びと環境を通じた保育の展開を行うために必要な能力を身に付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育における環境構成</li> <li>○子どもとの関わり方</li> <li>○身体を使った遊び</li> <li>○言葉・音楽を使った遊び</li> <li>○物を使った遊び</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの感性を養うための環境構成と保育の展開</li> <li>子どもの発達に応じた援助方法に関する実践方法</li> <li>身体を使った遊びに関する実践方法</li> <li>言葉・音楽を使った遊びに関する実践方法</li> <li>物を使った遊びに関する実践方法</li> </ul>

※「具体的な研修内容（例）」については、「内容」欄の研修事項として考えられる具体的な例であり、研修事項に即した内容であれば、これに限定されるものではない。

## 修了証番号について

## 1 都道府県番号

01	北海道
02	青森県
03	岩手県
04	宮城県
05	秋田県
06	山形県
07	福島県
08	茨城県
09	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県

13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県

25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県

37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

## 2 研修種別番号

1	乳児保育
2	幼児教育
3	障害児保育
4	食育・アレルギー対応
5	保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て支援
7	マネジメント
8	保育実践

(様式第1号)

第 号

保育士等キャリアアップ研修修了証

保育士登録番号：

氏 名：

生 年 月 日：

あなたは、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）に基づく保育士等キャリアアップ研修について、次の分野を修了したことを証明する。

研修種別：

年 月 日

都道府県知事名

(都道府県の指定を受けた研修実施機関が実施する研修の場合、当該研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(注)

保育士以外の者に交付する場合、保育士登録番号の記載は不要となる。

(様式第2号)

年 月 日

(都道府県知事) 殿

(申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

保育士等キャリアアップ研修指定申請書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づく保育士等キャリアアップ研修について、指定を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり、申請を行う。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

(添付書類)

- ・事業計画
- ・研修カリキュラム
- ・講師に関する書類

(注)

- 1 複数の種別の研修をまとめて申請する場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。
- 2 「事業計画」には、研修に関する日程(研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。)、研修会場、研修事業の実施体制(研修担当者の連絡先及び氏名を含む。)及び収支予算を記載すること。
- 3 「研修カリキュラム」には、定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態(講義・演習・グループ討議等の別)を記載すること。
- 4 「講師に関する書類」は、講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類並びに承諾書を添付すること。

(様式第3号)

(研修実施機関の名称及び代表者氏名) 殿

保育士等キャリアアップ研修指定通知書

年 月 日付で指定の申請のあった保育士等キャリアアップ研修について、下記のとおり指定したので、通知する。

研修実施機関番号	
研修実施機関の名称	
研修種別番号	
研修種別	

年 月 日

(都道府県知事)

(注)

同一の研修実施機関が実施する複数の種別の研修を一括して指定する場合、「研修種別番号」及び「研修種別」に該当する番号及び研修種別を列挙すること。

(様式第4号)

年 月 日

(都道府県知事) 殿

(研修実施機関の名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名)

保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)に基づく保育士等キャリアアップ研修として、  
年 月 日に指定を受けた研修について、下記のとおり、年度  
に実施する内容の届出を行う。

研修種別	
研修時間数	
研修修了の評価方法	

(添付書類)

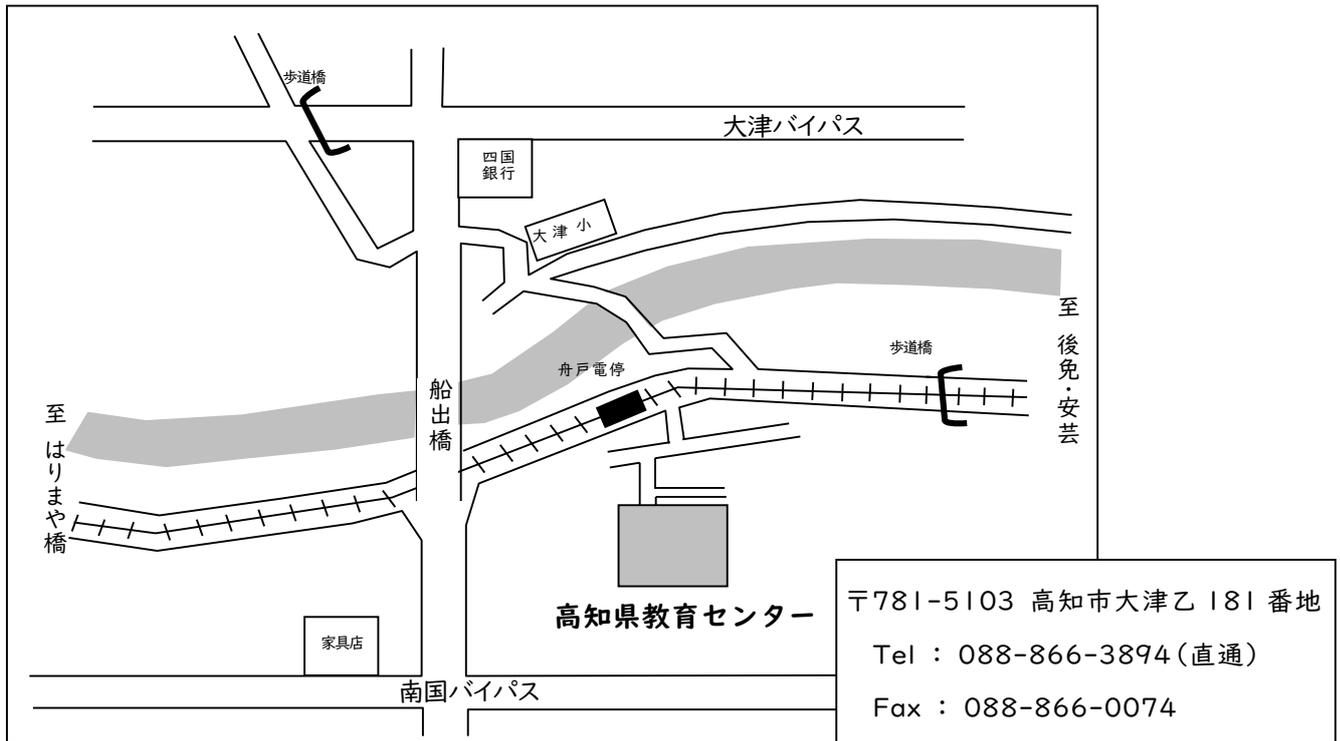
- ・ 事業計画
- ・ 研修カリキュラム
- ・ 講師に関する書類

(注)

- 1 複数の種別の研修をまとめて届出を行う場合、「別紙のとおり」と記載し、書類を添付することができる。
- 2 「事業計画」には、研修に関する日程(研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。)、研修会場、研修事業の実施体制(研修担当者の連絡先及び氏名を含む。 )及び収支予算を記載すること。
- 3 「研修カリキュラム」には、定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態(講義・演習・グループ討議等の別)を記載すること。
- 4 「講師に関する書類」は、講師の略歴及び保育に関する研修の実績が分かる書類並びに承諾書を添付すること。前年度から変更がない場合は当該書類を省略することができる。

# ◆◆◆◆◆ 研 修 会 場 ◆◆◆◆◆

## ○高知県教育センター



## ●研修会場一覧

施設名	住所	電話番号	飲食	駐車場
高知県教育センター	〒781-5103 高知市大津乙 181	088-866-3894	会場内飲食可	有り
高知会館	〒780-0870 高知市本町5丁目6-42	088-823-7123	会場内での食事不可 (館内レストラン利用可)	有り (有料)
高知県立県民文化ホール (オレンジホール)	〒780-0870 高知市本町 4 丁目 3-30	088-824-5321	会場内飲食不可 (ロビー等、一部可) ※近隣の飲食店等 ご利用ください	無し ※近隣パーキング等 ご利用ください
高知県立 春野総合運動公園体育館 (大アリーナ)	〒781-0311 高知市春野町芳原 2485	088-841-3105	/	有り
オーテピア高知図書館	〒780-0842 高知市追手筋2丁目1-1	088-823-4946	会場内飲食可 ※1・4階の休憩コーナー、 2階の共同学習スペース のみ	有り (有料)
高知県立ふくし交流プラザ	〒780-8567 高知市朝倉戊 375-1	088-844-9007	会場内飲食可	有り

### 〈研修会場に関する注意事項〉

- 高知県教育センター及びその他の研修会場における駐車については、マナーに留意し、安全を確認のうえ駐車してください。

## V 申込様式







研修分野番号

研修分野番号	研修種別	研修内容
1	乳児保育	①乳児保育
2	幼児教育	②幼児教育及び①教育・保育理論
3	障害児保育	③障害児保育及び④特別支援教育
4	食育・アレルギー対応	④④食育・アレルギー
5	保健衛生・安全対策	⑤⑤保健衛生・安全対策
6	保護者支援・子育て	⑥保護者支援・子育て支援及び⑥保護者の支援・子育ての支援
7	保育実践	⑦②保育実践
8	マネジメント	⑧⑧マネジメント
9	制度や政策の動向	⑨制度や政策の動向
A	小学校との接続	⑦小学校との接続

【①②③④⑤⑥⑦⑧→保育所・認定こども園】

【①②③④⑤⑥⑦⑧⑨→幼稚園・認定こども園】

職名番号

職名番号	職種名	備考
01	保育士	
02	保育教諭	
03	幼稚園教諭	
04	子育て支援員	
05	調理師	
06	看護師	
07	栄養士	
99	その他	

## 市町村番号

市町村番号	市町村名	市町村区分	備考
01	高知市		
02	室戸市		
03	安芸市		
04	南国市		
05	土佐市		
06	須崎市		
07	宿毛市		
08	土佐清水市		
09	四万十市		
10	香南市		
11	香美市		
12	東洋町		
13	奈半利町		
14	田野町		
15	安田町		
16	北川村		
17	馬路村		
18	芸西村		
19	本山町		
20	大豊町		
21	土佐町		
22	大川村		
23	いの町		
24	仁淀川町		
25	中土佐町		
26	佐川町		
27	越知町		
28	梶原町		
29	日高村		
30	津野町		
31	四万十町		
32	大月町		
33	三原村		
34	黒潮町		

## 園名番号

園名番号	園名	市町村名	備考
001	なはり	奈半利町	
002	安田さくら園	安田町	
003	梶原町立梶原こども園	梶原町	
004	さくらんぼ園(津野町)	津野町	
005	にじいろ園	津野町	
006	たのの	四万十町	
007	桜井幼稚園	高知市	
008	芸術学園幼稚園	高知市	
009	みかづき幼稚園	高知市	
011	みさと幼稚園	高知市	
012	フレンド幼稚園	南国市	
013	ひまわり	南国市	
014	高知大学教育学部附属幼稚園	高知市	
015	かがみ幼稚園	高知市	
016	たちばな幼稚園	南国市	
017	夜須幼稚園	香南市	
018	香我美幼稚園	香南市	
019	野市幼稚園	香南市	
020	野市東幼稚園	香南市	
021	田野っ子	田野町	
022	芸西幼稚園	芸西村	
023	えだがわ	いの町	
024	伊野幼稚園	いの町	
025	ごほく	いの町	
026	越知幼稚園	越知町	
027	高知学園短期大学附属高知幼稚園	高知市	
028	あたご幼稚園	高知市	
029	清和幼稚園	高知市	
030	若草幼稚園	高知市	
031	杉の子幼稚園	高知市	
032	杉の子せと幼稚園	高知市	
033	杉の子第2幼稚園	高知市	
034	もみのき幼稚園	高知市	
035	高須幼稚園	高知市	
036	高須第2幼稚園	高知市	
037	くるみ幼稚園	高知市	
038	一宮幼稚園	高知市	
039	へいわ幼稚園	高知市	
040	高知聖母幼稚園	高知市	
042	あとむ	南国市	
043	土佐山田幼稚園	香美市	
044	第二土佐山田幼稚園	香美市	
045	土佐幼稚園	土佐市	
046	中村幼稚園	四万十市	
047	宿毛幼稚園	宿毛市	
048	しみず幼稚園	土佐清水市	
049	聖泉幼稚園	高知市	
050	須崎幼稚園	須崎市	
051	高知市さえんば保育園	高知市	
052	高知市ちより保育園	高知市	
053	高知市小高坂保育園	高知市	
054	高知市宮前保育園	高知市	
055	高知市旭保育園	高知市	
056	高知市石立保育園	高知市	
057	高知市河ノ瀬保育園	高知市	

## 園名番号

園名番号	園名	市町村名	備考
058	高知市一宮保育園	高知市	
059	高知市秦中央保育園	高知市	
060	高知市朝倉保育園	高知市	
061	高知市若葉保育園	高知市	
062	高知市神田みどり保育園	高知市	
063	高知市長浜保育園	高知市	
064	高知市大津保育園	高知市	
065	高知市中野保育園	高知市	
066	高知市愛善保育園	高知市	
067	高知市介良西部保育園	高知市	
068	高知市春野弘岡上保育園	高知市	
069	高知市春野弘岡中保育園	高知市	
070	高知市春野中央保育園	高知市	
071	高知市春野仁西保育園	高知市	
072	高知市春野西保育園	高知市	
073	高知市春野平和保育園	高知市	
074	上街保育園	高知市	
075	丸の内保育園	高知市	
076	こうちまち保育園	高知市	
077	たかしろ乳児保育園	高知市	
078	南街保育園	高知市	
079	常盤保育園	高知市	
080	高知聖園マリア園	高知市	
081	江ノ口保育園	高知市	
082	江の口東保育園	高知市	
083	江陽保育園	高知市	
084	小高坂双葉園	高知市	
085	愛育会保育園	高知市	
086	ポッポ保育園	高知市	
087	福井保育園	高知市	
088	塚ノ原保育園	高知市	
089	旭ヶ丘保育園	高知市	
090	潮江双葉園	高知市	
091	潮江第二双葉園	高知市	
092	高知愛児園	高知市	
093	港孕保育園	高知市	
094	筆山保育園	高知市	
095	城南保育園	高知市	
096	ふくし園	高知市	
097	のぞみ保育園	高知市	
098	城山保育園	高知市	
099	三里保育園	高知市	
100	種崎保育園	高知市	
101	十津保育園	高知市	
102	五台山保育園	高知市	
103	五台山吸江保育園	高知市	
104	高須保育園	高知市	
105	新木保育園	高知市	
106	布師田保育園	高知市	
107	あざみの保育園	高知市	
108	あゆみ保育園	高知市	
109	ひなぎく保育園	高知市	
110	あおい保育園(高知市)	高知市	
111	東山保育園(高知市)	高知市	
112	東秦泉寺保育園	高知市	

## 園名番号

園名番号	園名	市町村名	備考
113	いづみ保育園	高知市	
114	まるばし保育園	高知市	
115	初月保育園	高知市	
116	一ツ橋保育園	高知市	
117	朝倉中央保育園	高知市	
118	朝倉木の丸保育園	高知市	
119	針木保育園	高知市	
120	朝倉くすのき保育園	高知市	
121	朝倉くすのき保育園分園	高知市	
122	鴨田保育園	高知市	
123	神田保育園	高知市	
124	鴨部わかば保育園	高知市	
125	鏡川保育園	高知市	
126	おさなごの園	高知市	
127	瀬戸保育園	高知市	
128	横浜保育園	高知市	
129	瀬戸東保育園	高知市	
130	横浜新町保育園	高知市	
131	うらど龍馬保育園	高知市	
132	大津東保育園	高知市	
133	うららか保育園	高知市	
134	春野学園	高知市	
135	潮幼稚学園・うしお保育園	高知市	
136	やえもん幼稚学園	高知市	
137	びすた保育園	高知市	
138	丑之助学園	高知市	
139	白ゆり保育所	高知市	
140	佐喜浜保育所	室戸市	
141	大谷保育所	室戸市	
142	羽根昭和保育所	室戸市	
143	菜生保育所	室戸市	
144	むろと保育園	室戸市	
145	元保育所	室戸市	
146	吉良川第一保育所	室戸市	
147	井ノ口保育所	安芸市	
148	伊尾木保育所	安芸市	
149	川北保育所	安芸市	
150	土居保育所	安芸市	
151	赤野保育所	安芸市	
152	穴内保育所	安芸市	
153	安芸おひさま保育所	安芸市	
154	矢ノ丸保育園	安芸市	
155	久礼田保育所	南国市	
156	国府保育所	南国市	
157	長岡西部保育所	南国市	
158	明見保育所	南国市	
159	あけぼの保育所	南国市	
160	大湊保育所	南国市	
161	里保育所	南国市	
162	稲生保育園	南国市	
163	十市保育園	南国市	
164	大篠保育園	南国市	
165	吾岡保育園	南国市	
166	浜改田保育園	南国市	
167	後免野田保育園	南国市	

## 園名番号

園名番号	園名	市町村名	備考
168	長岡東部保育園	南国市	
169	岡豊保育園	南国市	
170	宇佐保育園	土佐市	
171	みのり保育園	土佐市	
172	波介保育園	土佐市	
173	北原保育園	土佐市	
174	こばと保育園	土佐市	
175	わかば保育園	土佐市	
176	愛聖保育園	土佐市	
177	蓮池保育園	土佐市	
178	高石保育園	土佐市	
179	すみれ保育園	土佐市	
180	山の手保育園	土佐市	
181	天理あかつき保育園	土佐市	
182	吾桑保育園	須崎市	
183	安和保育園	須崎市	
184	あおい保育園(須崎市)	須崎市	
185	日の出保育園	須崎市	
186	上分保育園	須崎市	
187	おひさま保育園	須崎市	
188	浦ノ内保育園	須崎市	
189	大間保育園	須崎市	
190	須崎保育園	須崎市	
191	山田保育園	宿毛市	
192	平田保育園	宿毛市	
193	小筑紫保育園	宿毛市	
194	中央保育園	宿毛市	
196	二ノ宮保育園	宿毛市	
197	橋上保育園	宿毛市	
198	咸陽保育園	宿毛市	
200	宿毛保育園	宿毛市	
201	大島保育園	宿毛市	
202	下ノ加江保育園	土佐清水市	
203	足摺岬保育園	土佐清水市	
204	三崎保育園	土佐清水市	
205	下川口保育園	土佐清水市	
206	きらら清水保育園	土佐清水市	
207	愛育園	四万十市	
209	あおぎ保育所	四万十市	
210	下田保育所	四万十市	
211	竹島保育所	四万十市	
212	古津賀保育所	四万十市	
213	東山保育所(四万十市)	四万十市	
214	蕨岡保育所	四万十市	
215	大用保育所	四万十市	
216	川登保育所	四万十市	
217	利岡保育所	四万十市	
218	具同保育所	四万十市	
219	八束保育所	四万十市	
220	東中筋保育所	四万十市	
221	中筋保育所	四万十市	
222	川崎保育所	四万十市	
223	本村保育所	四万十市	
224	めぐみ乳児保育園	四万十市	
225	ひかりこども園	四万十市	

## 園名番号

園名番号	園名	市町村名	備考
226	リトル・フレンド	四万十市	
227	赤岡保育所	香南市	
228	香我美おれんじ保育所	香南市	
229	野市保育所	香南市	
230	佐古保育所	香南市	
231	野市東保育所	香南市	
232	夜須保育所	香南市	
233	吉川みどり保育所	香南市	
234	のいち幼稚学園	香南市	
235	あけぼの保育園	香美市	
236	片地保育園	香美市	
237	新改保育園	香美市	
238	なかよし保育園	香美市	
239	美良布保育園	香美市	
240	大橋保育園	香美市	
241	ひまわり保育園	香美市	
242	銀杏保育園	東洋町	
243	甲浦保育園	東洋町	
244	田野保育所	田野町	
245	みどり保育所	北川村	
246	馬路保育所	馬路村	
247	魚梁瀬保育所	馬路村	
248	芸西保育所	芸西村	
249	本山保育所	本山町	
250	大杉保育所	大豊町	
251	大田口保育所	大豊町	
252	豊永保育所	大豊町	
253	みつば保育園	土佐町	
255	八田保育園	いの町	
256	川内保育園	いの町	
257	天神保育園	いの町	
258	神谷保育園	いの町	
260	伊野保育園	いの町	
261	あいの保育園	いの町	
262	池川保育園	仁淀川町	
263	ふたば保育所	仁淀川町	
264	長者保育所	仁淀川町	
265	大崎保育所	仁淀川町	
266	久礼保育所	中土佐町	
267	上ノ加江保育所	中土佐町	
268	大野見保育所	中土佐町	
269	黒岩中央保育所	佐川町	
270	永野保育所	佐川町	
271	佐川町若草保育園	佐川町	
272	花園保育園	佐川町	
273	斗賀野中央保育園	佐川町	
274	尾川中央保育園	佐川町	
275	海津見保育園	佐川町	
276	越知保育園	越知町	
277	日下保育園	日高村	
278	加茂保育園	日高村	
279	東又保育所	四万十町	
280	興津保育所	四万十町	
281	見付保育所	四万十町	
282	北ノ川保育所	四万十町	

## 園名番号

園名番号	園名	市町村名	備考
283	小鳩保育所	四万十町	
284	昭和保育所	四万十町	
285	ひかり保育所	四万十町	
286	川口保育所	四万十町	
287	松葉川保育所	四万十町	
288	くぼかわ保育所	四万十町	
289	おおつき保育所	大月町	
292	三原村立三原保育所	三原村	
293	佐賀保育所	黒潮町	
294	南部保育所	黒潮町	
295	大方くじら保育所	黒潮町	
296	大方中央保育所	黒潮町	
297	葛島保育園	高知市	
298	わらべ館	高知市	
299	USIO NURSERY ウシオナーサリー永国寺	高知市	
300	つくし保育園(高知市)	高知市	
301	高知中央保育所	高知市	
302	夢工房ちより	高知市	
303	葛島保育園キッズルームなないろの森	高知市	
304	もりチャイルドハウス	高知市	
305	キッズパオ高知城あおぞら園	高知市	
306	さくらんぼ園(高知市)	高知市	
307	ニチイキッズ愛宕保育園	高知市	
308	Azonolにこにこ駅	高知市	
309	たんぼぼ乳児保育所	安芸市	
310	まみい保育園	南国市	
311	夢工房 さくら	南国市	
312	あゆみ乳児保育園	須崎市	
313	下村託児所	香南市	
314	つくし保育園(香南市)	香南市	
315	三育ほっとハウス	香美市	
316	ひだまり園	香南市	
317	つぼみ保育園	大川村	
318	うららかキッズガーデン	高知市	
319	Bebeびすた	高知市	
320	すこやか園	高知市	
321	ヤクルトこうち保育園	高知市	
322	土佐市民病院院内保育所にこにこきっず	土佐市	
323	キッズハウスどんぐり	四万十市	
324	社会福祉法人香南会事業所内保育所やまもも	香南市	
325	めいはうす	四万十市	
326	かがみ保育園	高知市	
327	とさやま保育園	高知市	
328	とさやま保育園分園久重保育園	高知市	
329	本川へき地保育園	いの町	
330	島本病院 キンダーガーデンしまもと	高知市	
331	だいいちりハビリテーション病院 保育所	高知市	
332	図南病院 託児所	高知市	
333	愛宕病院 院内保育所	高知市	
334	近森病院保育室 そると	高知市	
335	土佐病院 院内保育所	高知市	
336	高知赤十字病院 職員保育所	高知市	
337	細木病院 チャイルドルームほそぎ	高知市	
338	高知鏡川病院 託児所ひよこ	高知市	
339	高知医療センター 院内保育所わくわくハウス	高知市	

## 園名番号

園名番号	園名	市町村名	備考
340	海里マリン病院 マリン保育室	高知市	
341	国立病院機構高知病院 ぽぽてん保育園	高知市	
342	長浜病院 託児所ゆう	高知市	
343	高知城当病院 保育所	高知市	
344	高知高須病院 院内保育所	高知市	
345	キッズルームラビット	高知市	
346	保育ママ Friend Village	高知市	
347	夢工房 しろみ	高知市	
348	はりまや橋保育所	高知市	
349	都市型保育園ポポラー高知はりまや園	高知市	
350	さくら保育園	高知市	
351	ニチキッズニッセイみらい南御座保育園	高知市	
352	にっしん幼稚舎	高知市	
353	託児所 ルナソル	高知市	
354	kid's Room いるかのジャンプ	高知市	
355	キッズルーム あいあい	高知市	
356	和泉ベビーホーム	高知市	
357	キッズイングリッシュガーデン(幼稚舎)	高知市	
358	ふくのたね保育園旭	高知市	
359	高知学園短期大学付属認可外保育所	高知市	
360	みかづき あひる園	高知市	
361	ふくのたね保育園久万	高知市	
362	みかづき ひよこ園	高知市	
363	ベビールームくれよんハウス	高知市	
364	チャイルドルーム さんあい	高知市	
365	キッズガーデンぐるんぱ	高知市	
366	船岡ベビーホーム	高知市	
367	あひる託児所	高知市	
368	チャイルドルームせと	高知市	
369	Kochi International Preschool	高知市	
370	高知県立あき総合病院 職場託児所	安芸市	
371	JA高知病院 院内保育所くるみ園	南国市	
372	託児所たんぼぼ	南国市	
373	こはすキッズ(高知大学医学部附属病院)	南国市	
374	なかざわうじけ こども園	南国市	
375	須崎くろしお病院 院内託児所 ちびっこハウス	須崎市	
376	高知県立幡多けんみん病院 職場託児所	宿毛市	
377	ぬくもり(社会福祉法人 愛生福祉会)	宿毛市	
378	ベビーカーサリーあんきな家	土佐清水市	
379	あったかふれあいセンター きずなの家	土佐清水市	
380	山本ミニ託児所	四万十市	
381	おひさまはうす	四万十市	
382	野市中央病院 託児所	香南市	
383	のんのん保育所(はまうづ医院)	奈半利町	
384	奈半利町あったかふれあいセンター	奈半利町	
385	田野病院 院内保育所(たのしい保育園)	田野町	
386	チャイルドルームむつき(芸西病院)	芸西村	
387	早明浦病院 院内保育所	土佐町	
388	いの病院 保育所	いの町	
389	すくすく(清和病院)	佐川町	
390	北島病院 託児所	越知町	
391	くぼかわ病院 託児所	四万十町	
392	あったかふれあいセンターやまびこ	四万十町	
393	すこやかプリンス	高知市	
394	ふくのたね保育園 薊野	高知市	

園名番号

園名番号	園名	市町村名	備考
395	ニチイキッズー宮南	高知市	
396	えみの保育園	香南市	
397	ニチイキッズ香南のいち保育園	香南市	
398	ニチイキッズなんこく保育園	南国市	
399	清和かじか園	高知市	
400	にじいろハウス	香南市	
401	清和まつば園	高知市	
402	清和幼稚園みどりの丘	高知市	
403	夜間保育所むにのいろ	高知市	

令和 4 年 3 月

高知県教育センター



〒781-5103

高知市大津乙 181

電話 (088) 866-3894 (直通)

電話 (088) 866-3890 (代表)

ファックス (088) 866-0074

ホームページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/>

高知県教育委員会事務局幼保支援課



〒780-0850

高知市丸ノ内1-7-52

電話 (088) 821-4881

電話 (088) 821-4882 (代表)

ファックス (088) 821-4774

ホームページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/311601/>